

揖斐川町 第3次男女共同参画プラン

令和6年度～10年度

自分らしさで活躍し、
みんなが笑顔でくらすまち

令和6年3月
揖斐川町

はじめに



近年、少子化の進行による人口減少、それに伴う労働力不足、家族形態や価値観・ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。こうした中でも、本町が今後も活力あるまちを維持していくためには、性別や立場に関わらず、町民一人ひとりが仕事、家庭、地域などさまざまな分野で個性と能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が重要となります。

本町では、平成26年以降、2次にわたって「揖斐川町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策に取り組んでまいりましたが、依然として固定的な性別役割分担意識など多くの課題が残っています。

このたび、令和5年度末で「揖斐川町第2次男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「揖斐川町第3次男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランは「揖斐川町女性活躍推進計画」及び「揖斐川町DV防止計画」を含めた内容となっており、男女共同参画社会の実現を取り巻く様々な課題に対して各施策を総合的に推進していくことで、誰もが自分らしく活躍できるまちを目指してまいります。

各施策の推進にあたりましては、町民の皆様や地域の団体、事業者とともに協働していくことが重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました揖斐川町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

揖斐川町長 岡部 栄一

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の背景と目的.....	1
2 プランの期間.....	1
3 プランの位置付け.....	2
4 男女共同参画に関する動き.....	3
第2章 男女共同参画に関する状況	6
1 人口と世帯.....	6
2 就労状況.....	14
3 政策・方針決定過程への女性の参画状況.....	16
4 男女共同参画に関する町民アンケート結果.....	17
5 アンケート結果から見える現状と課題.....	27
6 第2次プランにおける達成状況.....	33
第3章 プランの概要	35
1 基本理念.....	35
2 基本方針.....	36
3 施策体系.....	37
第4章 基本方針に基づく施策の展開	38
基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり.....	38
基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり【揖斐川町女性活躍推進計画】.....	45
基本方針Ⅲ 誰もが安心して暮らせる町づくり.....	49
目標指標.....	56
第5章 プランの推進体制と役割分担	58
1 推進体制.....	58
2 役割分担.....	58
参考資料	60
1 策定経過.....	60
2 揖斐川町男女共同参画推進審議会設置要綱.....	61
3 揖斐川町男女共同参画推進審議会委員名簿.....	62
4 用語集.....	63



プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景と目的

我が国では少子高齢化が進み、人口が減少している中で、地域社会や経済活動などの各分野で女性が果たす役割は今まで以上に重要となっています。共働き、ひとり親、単身世帯の増加など家族構成の変動、個々の価値観やライフスタイルの多様化、さらには性別の多様性が明らかになるなど、男女が共に参画する施策を推進する上で、より細やかな取組が必要とされています。

このような中、国では平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）を制定し、女性が個性や能力を發揮して職業生活において活躍できるよう推進しています。また令和 2 年、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、新型コロナウイルス感染症が及ぼした女性の就業や生活への影響対策、男性の育児休業取得促進等、さらなる男女共同参画推進に向けた取組が進められています。

近年、社会的にジェンダーへの関心が高まりつつありますが、依然として指導的地位に占める女性割合の低さや固定的な性別役割分担意識など様々な課題が残っています。また新たに、新型コロナウイルス感染症に伴う配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化、女性の貧困、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による弊害といった課題も明らかになっています。

本町では、一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い協力し合いながら、それぞれに個性や能力を發揮して暮らすことができるまちの実現を目指すため、「揖斐川町男女共同参画プラン（第 1 次、第 2 次）」を策定し、総合的かつ計画的に実効性のある施策を展開してまいりました。

この度、「揖斐川町第 2 次男女共同参画プラン」が令和 5 年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「揖斐川町第 3 次男女共同参画プラン」を策定し、社会状況の変化に対応した今後の男女共同参画施策の方向性やあり方を示し、男女が共に生きやすい社会の実現を目指していきます。

2 プランの期間

このプランの期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とし、社会情勢や町民の意識の動向を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

3 プランの位置付け

○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

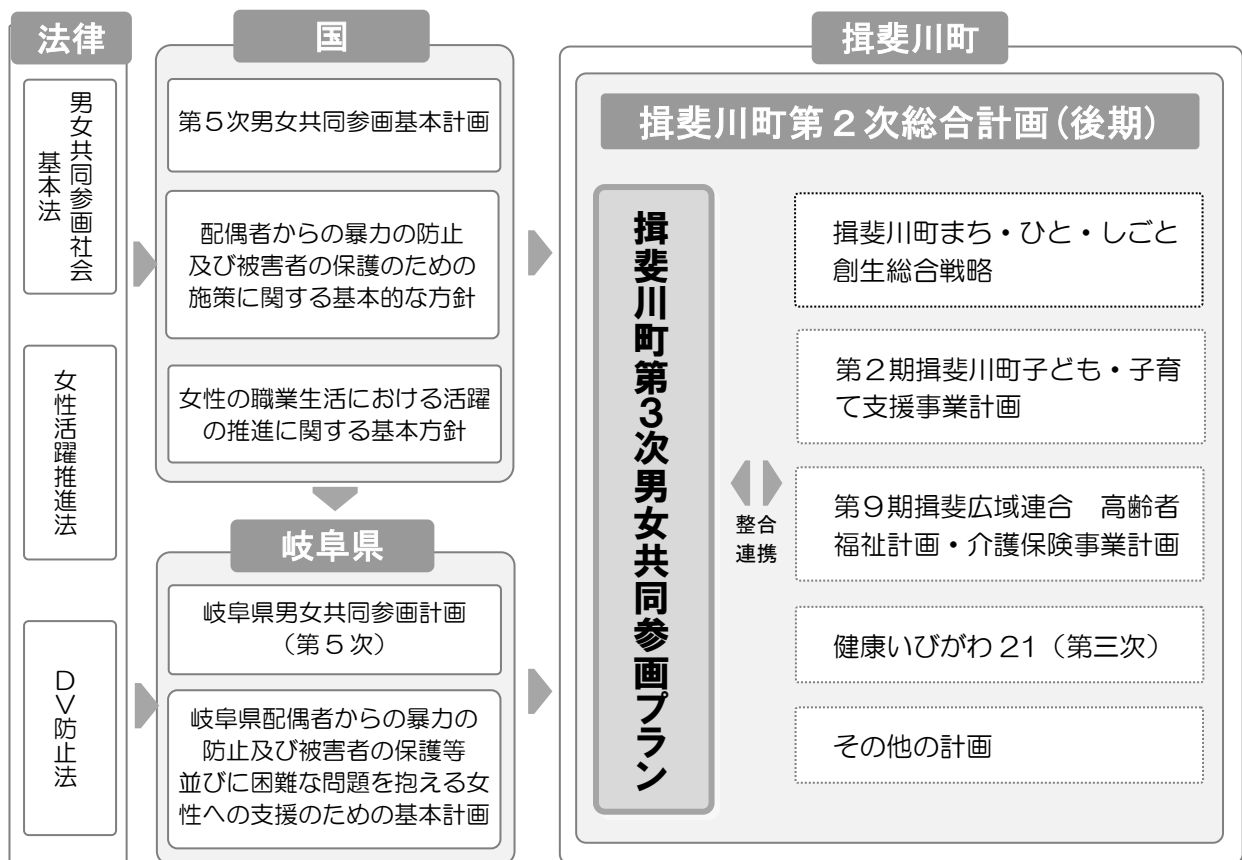
○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

（第4章 基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり）

○本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。

（第4章 基本方針Ⅲ（2）DV防止啓発及び被害者支援）

○本計画は、揖斐川町の上位計画である「揖斐川町第2次総合計画（後期）」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



4 男女共同参画に関する動き

(1) 社会の動き

世界では、国際連合が昭和 50 年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画を採択し、その後もさまざまな取組が展開されています。昭和 54 年には、国連総会が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択、日本も昭和 60 年に批准しています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴール・169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール・ターゲットを設定していますが、17 のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。（外務省 HP 参照）

持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国の動き

年号	国の動き
昭和 50(1975)年	・国際婦人年を契機に、総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」設置
昭和 52(1977)年	・女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」策定
昭和 60(1985)年	・「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」批准
昭和 62(1987)年	・「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3(1991)年	・子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる「育児休業法」成立
平成 11(1999)年	・男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」成立
平成 12(2000)年	・「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001)年	・配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」成立
平成 17(2005)年	・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
平成 19(2007)年	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 22(2010)年	・実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成 25(2013)年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー規制法」改正
平成 26(2014)年	・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定
平成 27(2015)年	・事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 ・男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をあつめた「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成 28(2016)年	・「第1回働き方改革実現会議」開催
平成 29(2017)年	・「改正育児・介護休業法」施行
平成 30(2018)年	・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立
令和 2(2020)年	・「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定
令和 4(2022)年	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

(3) 岐阜県の動き

年号	岐阜県の動き
昭和 52(1977)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生部児童家庭課に婦人問題担当窓口設置 ・ 婦人問題連絡会議設置
昭和 54(1979)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部県民生活課に婦人問題担当配置 ・ 第Ⅰ期婦人問題懇話会設置
昭和 56(1981)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」(第Ⅰ期婦人問題懇話会)
昭和 57(1982)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第Ⅱ期婦人問題懇話会設置 ・ 総務部青少年婦人課に婦人問題担当設置
昭和 59(1984)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第Ⅰ期婦人問題推進会議設置 ・ 「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」(第Ⅱ期婦人問題懇話会)
昭和 61(1986)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県婦人行動計画」策定 ・ 第Ⅱ期婦人問題推進会議設置
平成元(1989)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の世紀 21 委員会設置
平成 5(1993)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀 21 委員会)
平成 6(1994)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定
平成 10(1998)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 3 次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀 21 委員会)
平成 11(1999)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ぎふ男女共同参画プラン」策定
平成 14(2002)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂
平成 15(2003)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布(全面施行平成 16 年) ・ 第 1 回男女共同参画推進強調月間(11 月)
平成 16(2004)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 ・ 「岐阜県男女共同参画計画」策定
平成 18(2006)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成 21(2009)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県男女共同参画計画(第 2 次)」策定 ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」策定
平成 26(2014)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県男女共同参画計画(第 3 次)」策定 ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)」策定
平成 31(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県男女共同参画計画(第 4 次)」策定 ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 4 次)」策定
令和 6(2024)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岐阜県男女共同参画計画(第 5 次)」策定 ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」策定



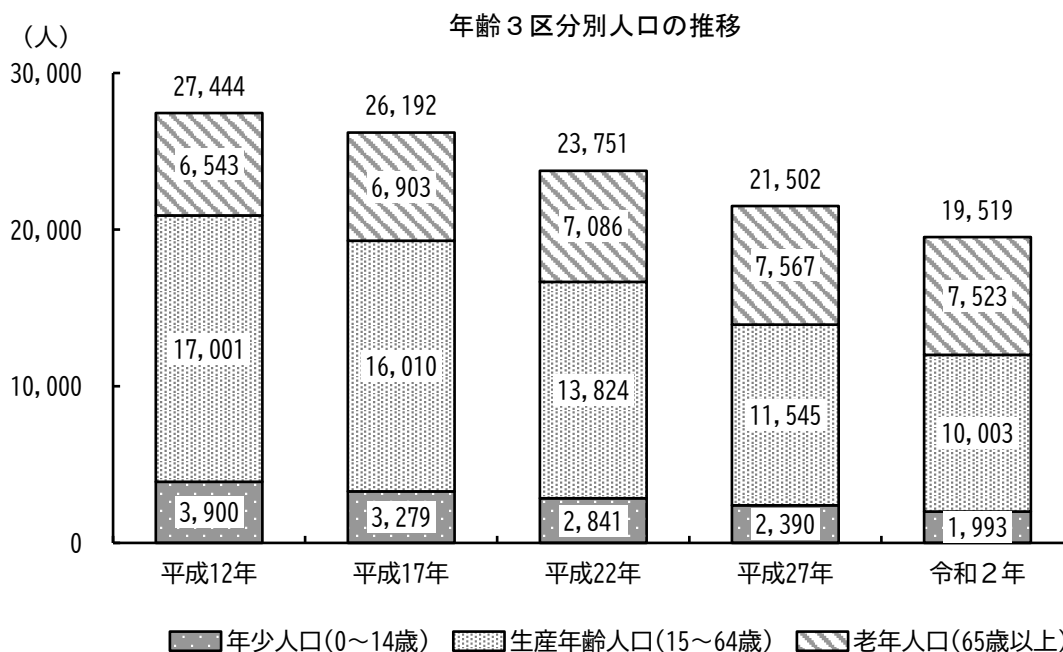
第2章

男女共同参画に関する状況

1 人口と世帯

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて7,925人減少しており、令和2年では19,519人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方、老年人口は増加し、平成27年から7,500人を超えています。



令和5年10月1日現在における各地域の人口構成をみると、揖斐川町全体では、65歳以上の割合は40.5%となっており、65～74歳の前期高齢者の割合は17.6%、75歳以上の後期高齢者の割合は22.9%となっています。

また、後期高齢者の割合は、春日地域、久瀬地域、藤橋地域、坂内地域で高く、3割以上となっており、特に坂内地域では46.8%となっています。

令和5年10月1日現在における各地域の人口構成

単位：人

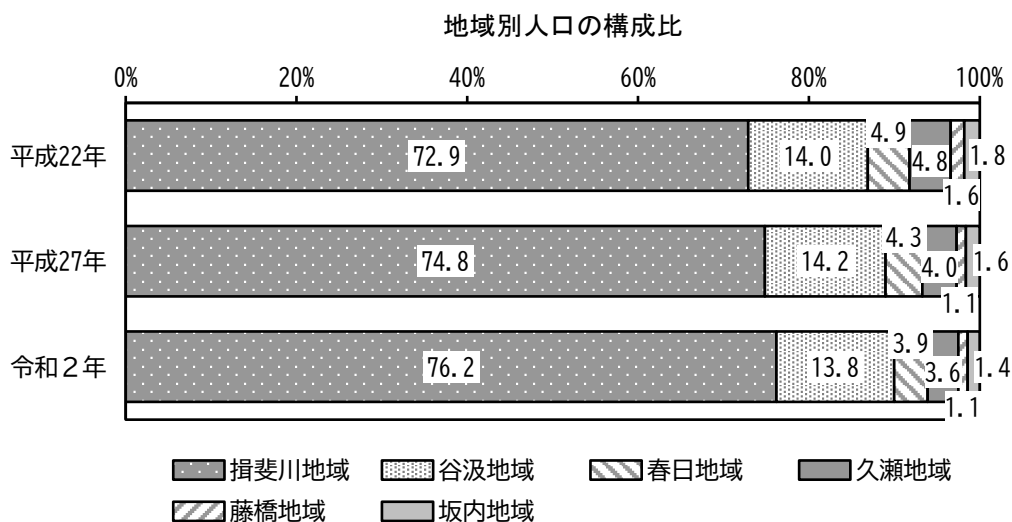
地域名	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
揖斐川町全体	1,706	9,688	3,368	4,389	19,151
	8.9%	50.6%	17.6%	22.9%	100.0%
揖斐川地域	1,429	7,734	2,456	2,993	14,612
	9.8%	52.9%	16.8%	20.5%	100.0%
谷汲地域	209	1,261	503	670	2,643
	7.9%	47.7%	19.0%	25.4%	100.0%
春日地域	23	269	154	284	730
	3.2%	36.8%	21.1%	38.9%	100.0%
久瀬地域	35	270	158	251	714
	4.9%	37.8%	22.1%	35.2%	100.0%
藤橋地域	6	73	33	60	172
	3.5%	42.4%	19.2%	34.9%	100.0%
坂内地域	4	81	64	131	280
	1.4%	28.9%	22.9%	46.8%	100.0%

資料：住民基本台帳(令和5年10月1日現在)

(2) 地域別人口

① 地域別人口の構成比

地域別の人口の構成比は揖斐川地域が最も高く、次いで谷汲、春日、久瀬、坂内、藤橋となっています。平成 22 年から令和 2 年までの期間では、どの地域も人口が減少しており、春日、久瀬、藤橋、坂内では 30%以上減少しています。



地域別人口の推移

単位：人

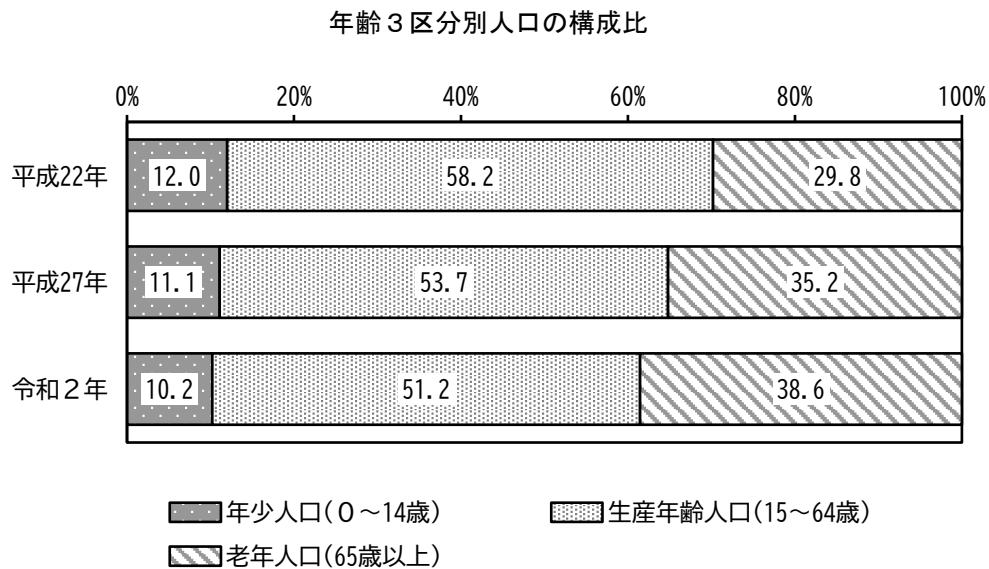
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
揖斐川地域	17,331	16,073	14,872
谷汲地域	3,339	3,042	2,695
春日地域	1,165	932	761
久瀬地域	1,150	867	709
藤橋地域	378	239	212
坂内地域	421	350	280

資料：国勢調査

※年齢不詳を含む

② 年齢3区分別人口の構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、平成22年以降、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少する一方で、老年人口割合は増加しており、令和2年では年少人口割合が10.2%、生産年齢人口割合が51.2%、老年人口割合が38.6%となっています。



年齢3区分別人口の推移

単位：人

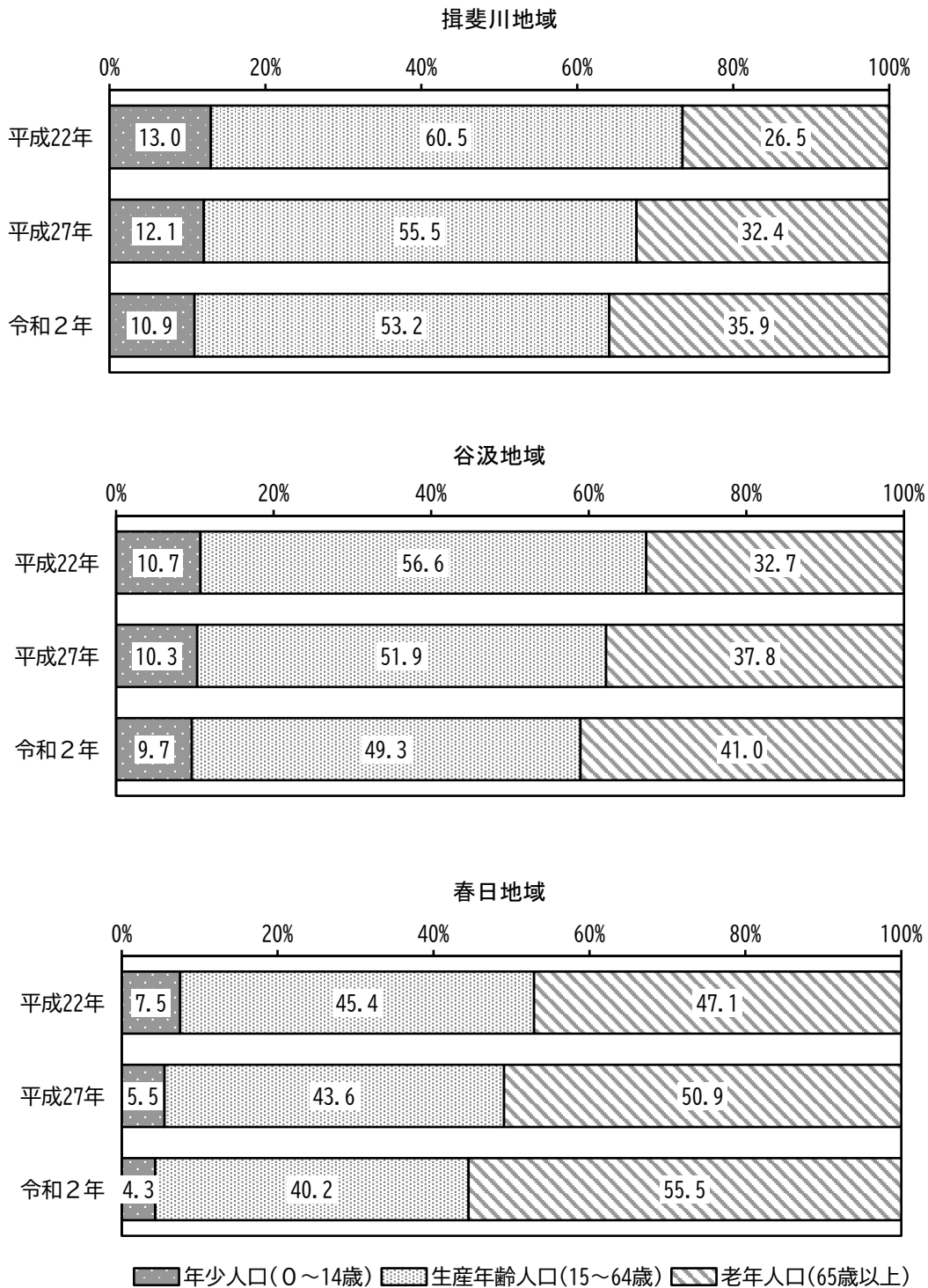
年齢区分	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口(0~14歳)	2,841	2,390	1,993
生産年齢人口(15~64歳)	13,824	11,545	10,003
老年人口(65歳以上)	7,086	7,567	7,523

資料：国勢調査

※年齢不詳を除く

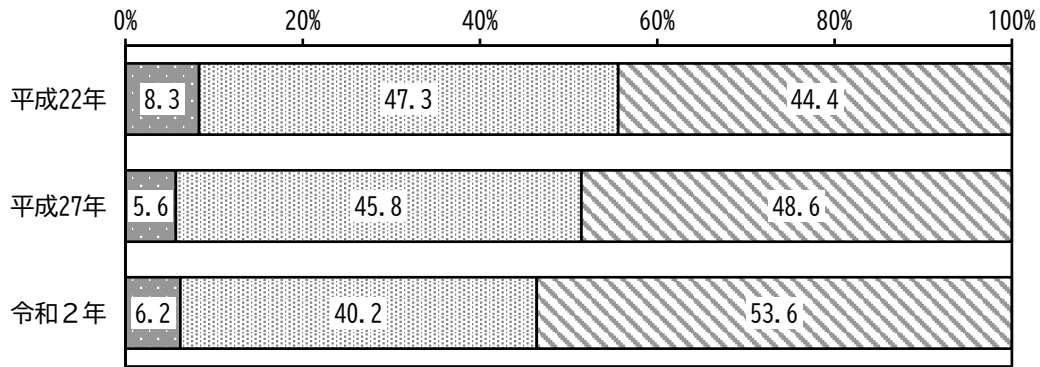
③ 地域ごとの年齢3区分別構成比

地域ごとの年齢3区分の人口構成比では、平成22年と令和2年を比較すると、すべての地域で65歳以上の高齢者の割合が高まっており、特に、春日、久瀬地域では50%を超え、坂内地域では60%を超えています。

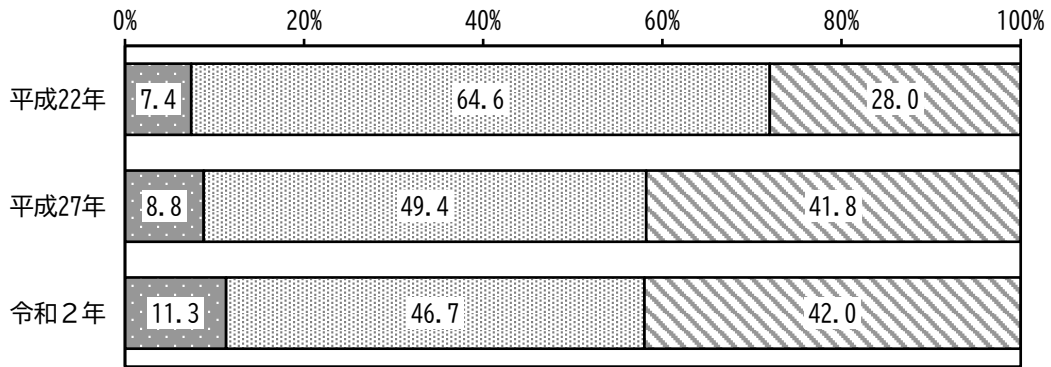


資料：国勢調査

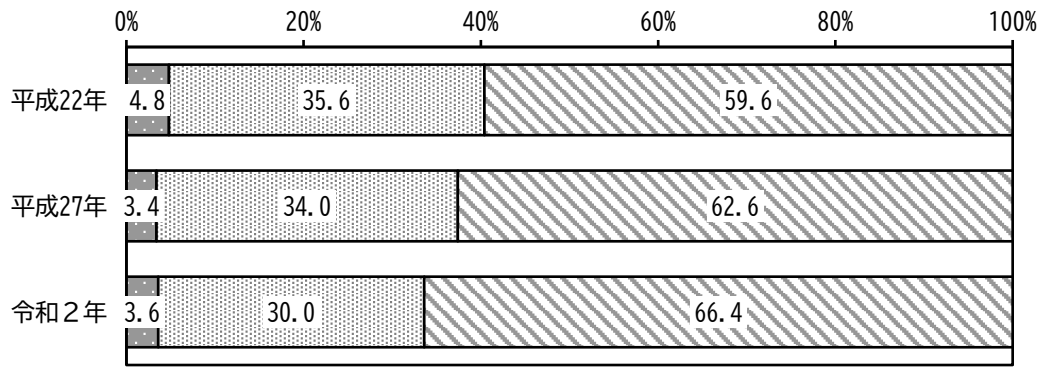
久瀨地域



藤橋地域



坂内地域



■ 年少人口(0~14歳) ■ 生産年齢人口(15~64歳) ■ 老年人口(65歳以上)

資料：国勢調査

地域ごとの年齢三区分別構成比

単位：人

年齢区分		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
揖斐川地域	年少人口（0～14 歳）	2,255	1,945	1,623
	生産年齢人口（15～64 歳）	10,467	8,925	7,903
	老年人口（65 歳以上）	4,576	5,202	5,343
谷汲地域	年少人口（0～14 歳）	356	312	259
	生産年齢人口（15～64 歳）	1,890	1,580	1,326
	老年人口（65 歳以上）	1,093	1,150	1,103
春日地域	年少人口（0～14 歳）	87	51	33
	生産年齢人口（15～64 歳）	529	406	306
	老年人口（65 歳以上）	549	475	422
久瀬地域	年少人口（0～14 歳）	95	49	44
	生産年齢人口（15～64 歳）	544	397	285
	老年人口（65 歳以上）	511	421	380
藤橋地域	年少人口（0～14 歳）	28	21	24
	生産年齢人口（15～64 歳）	244	118	99
	老年人口（65 歳以上）	106	100	89
坂内地域	年少人口（0～14 歳）	20	12	10
	生産年齢人口（15～64 歳）	150	119	84
	老年人口（65 歳以上）	251	219	186

資料：国勢調査

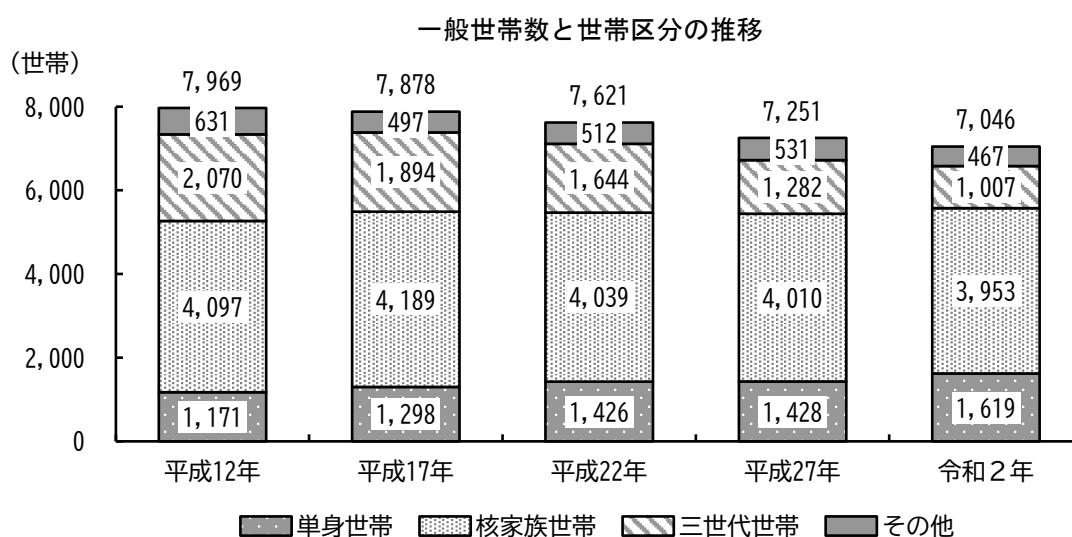
※年齢不詳を除く

(3) 世帯数

① 一般世帯数と世帯区分の推移

一般世帯数と世帯区分の推移をみると、一般世帯数は平成12年以降減少しており、令和2年で7,046世帯となっています。

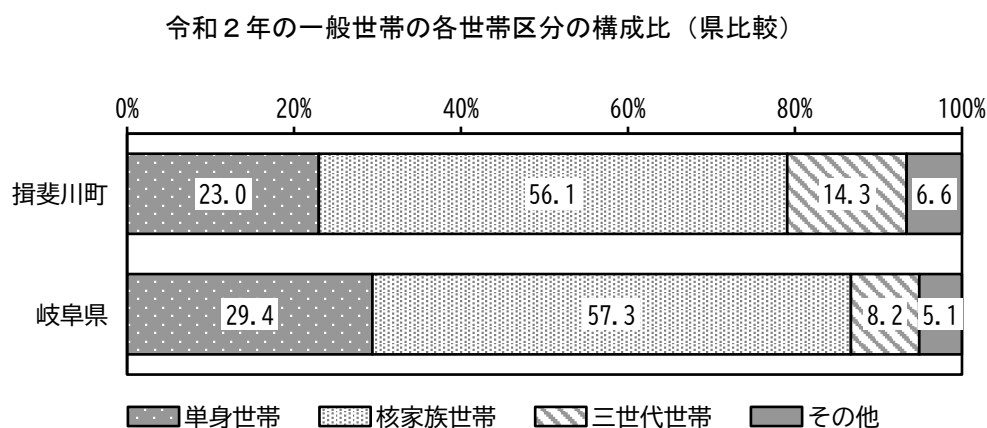
世帯区分については、核家族世帯数、三世帯世帯数は減少傾向となっている一方、単身世帯数は増加しています。



資料：国勢調査

② 一般世帯の各世帯区分構成比（令和2年、県比較）

令和2年の一般世帯の各世帯区分構成比を岐阜県と比較してみると、単身世帯割合が岐阜県よりも低く、三世帯世帯割合が岐阜県より高くなっています。また、核家族世帯の割合は岐阜県とほぼ同程度となっています。

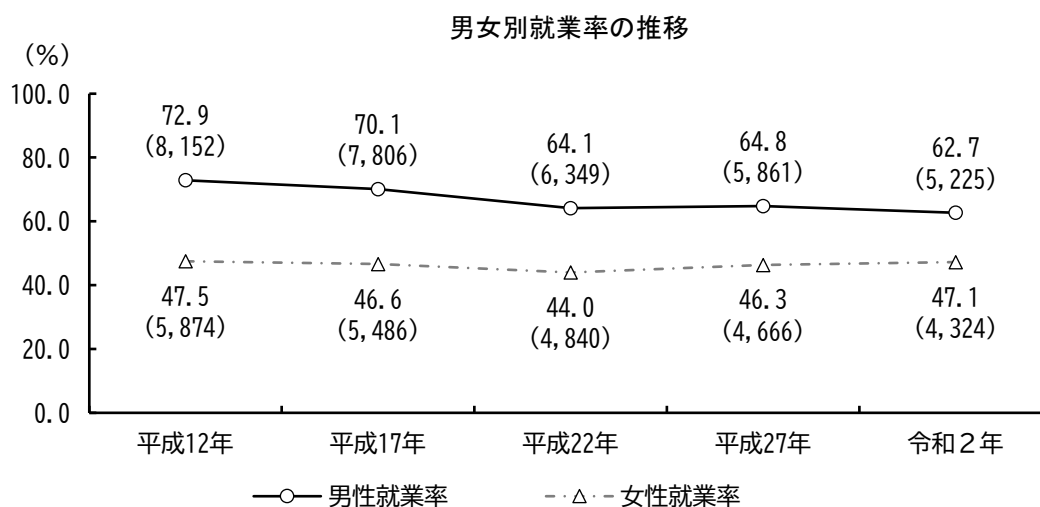


資料：国勢調査

2 就労状況

(1) 男女別就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、平成 22 年までは男女ともに減少していたものの、女性では平成 22 年から就業率が上昇し、令和 2 年には 47.1%と、平成 12 年と同程度となっています。また、男性の就業率は、平成 22 年以降横ばいで推移し、令和 2 年には 62.7%となっています。 ※就業率：15 歳以上人口に占める就業者の割合



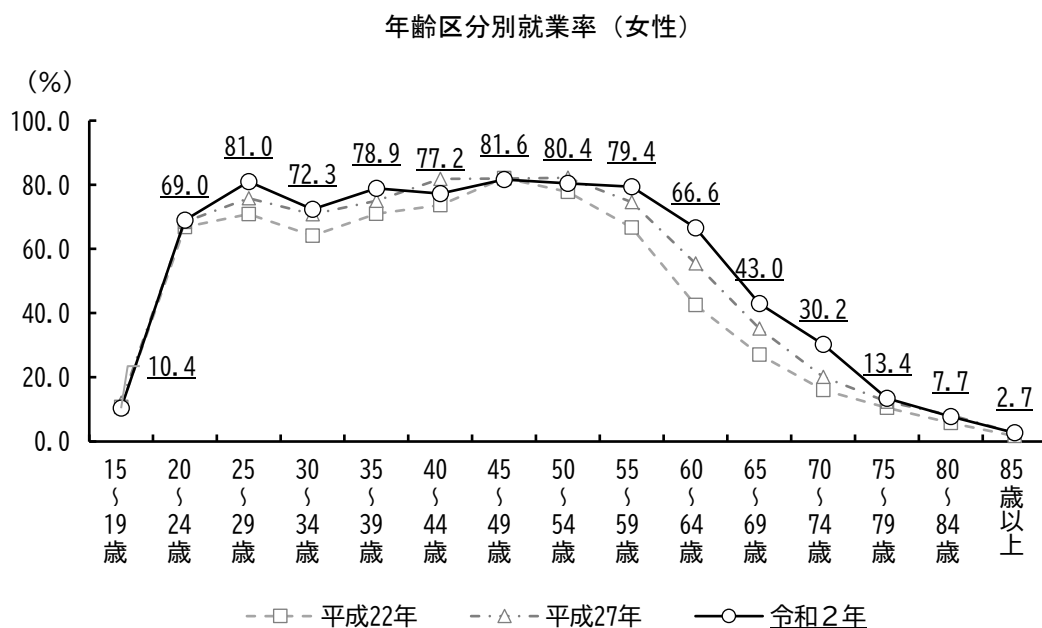
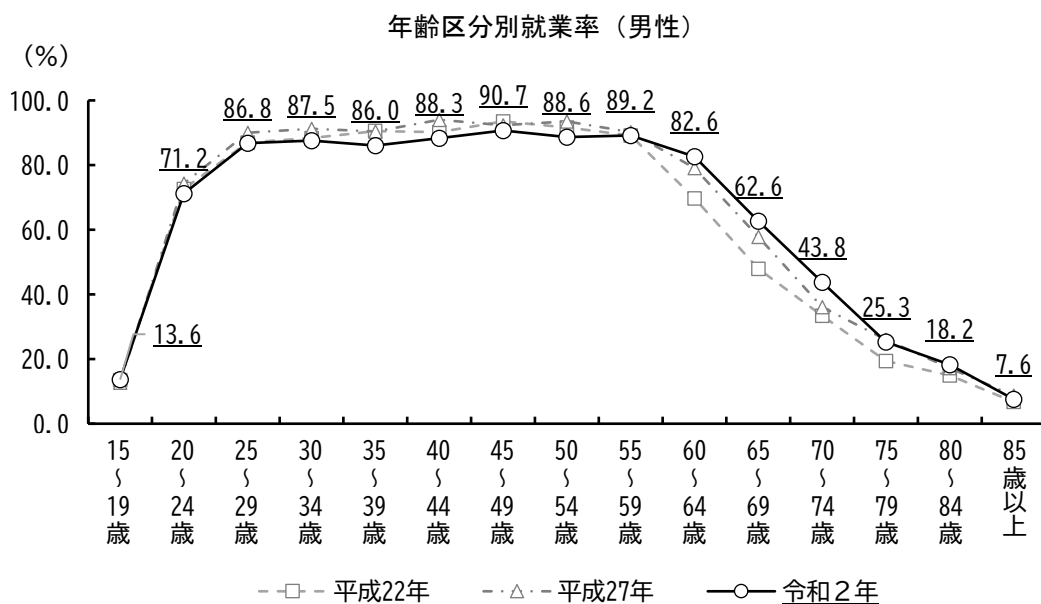
資料：国勢調査

※ () は就業者数

(2) 年齢区分別就業率

年齢区分別就業率をみると、男性の就業率では25～54歳の就業率は平成27年に比べて低い一方、60歳以上の就業率は平成27年に比べ高くなっています。

女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代で下降するM字カーブを描いていますが、その底は平成27年に比べ浅くなっています。また、男性と同様に60歳以上の就業率が女性でも高くなっています。

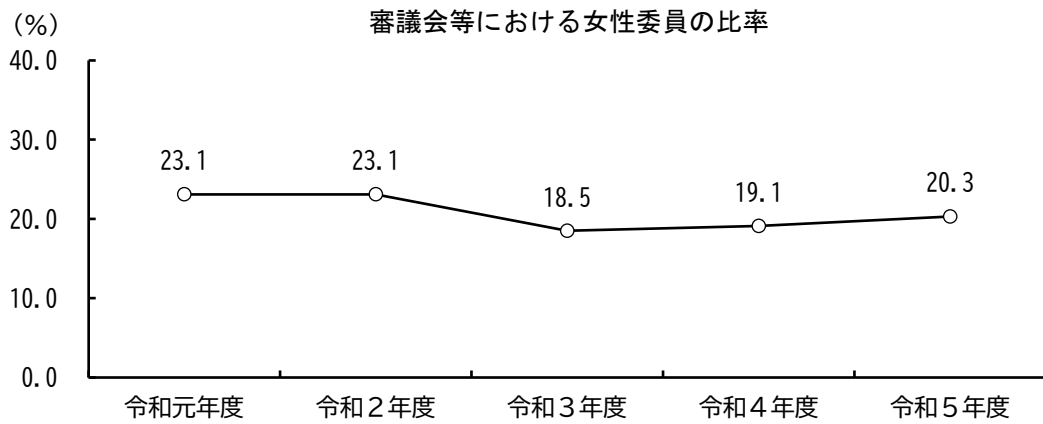


資料：国勢調査

3 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 審議会等における女性委員の比率

審議会等における女性委員の比率をみると、令和3年度には18.5%に減少していますが、近年は増加傾向にあり、令和5年度には20.3%となっています。



資料：庁内資料



4 男女共同参画に関する町民アンケート結果

(1) アンケート調査概要

① 調査の目的

揖斐川町のさらなる男女共同参画の推進を図るため、「揖斐川町第3次男女共同参画プラン」策定のための基礎資料として、調査を実施するもの

② 調査対象

町内在住の18歳以上70歳未満の男女各1,000人(計2,000人)を無作為抽出

③ 調査期間

令和5年7月～令和5年8月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	700通	35.0%

⑥ 調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

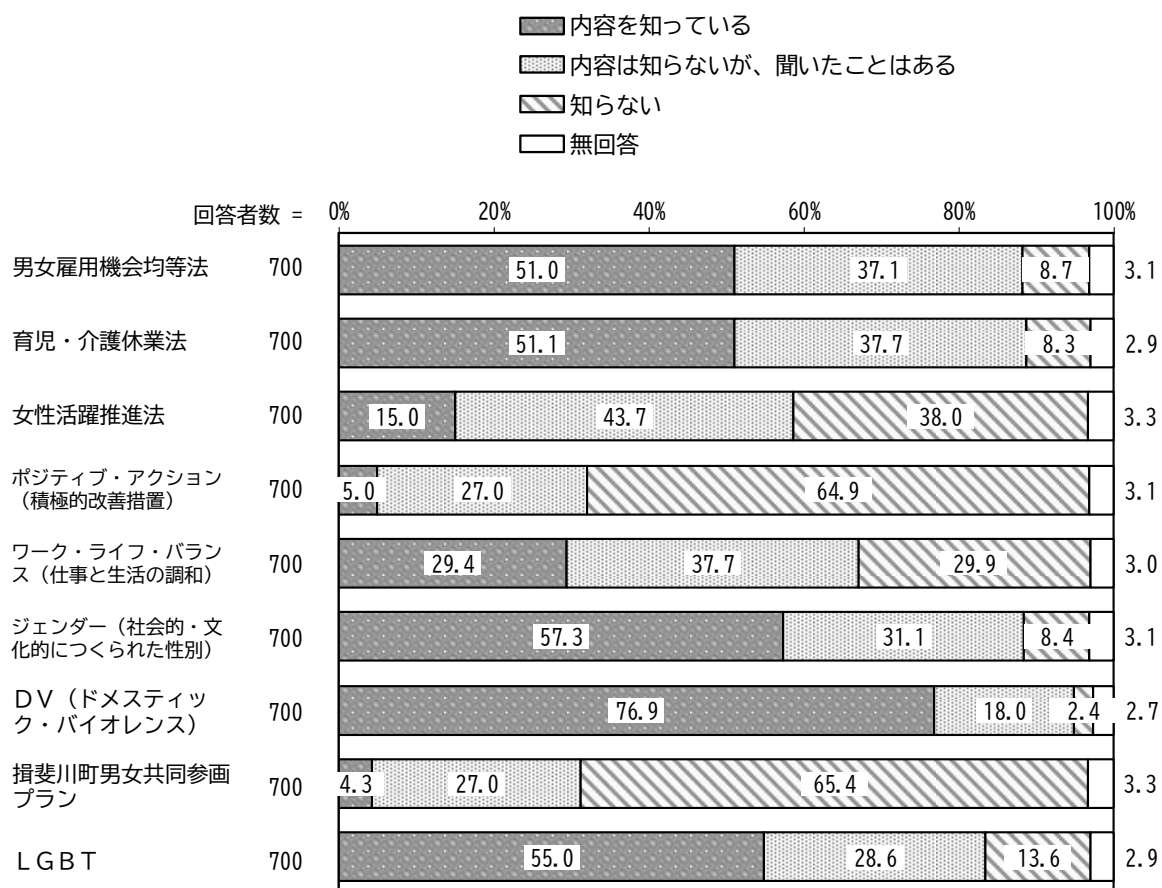
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) アンケート調査結果

① 男女共同参画に関する内容の認知度について

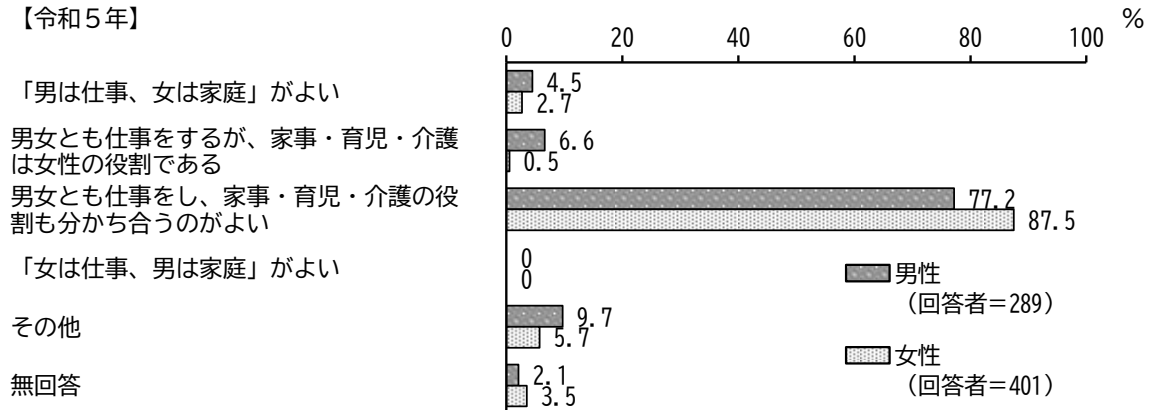
「DV（ドメスティック・バイオレンス）」、「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」、「LGBT」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」で、「内容を知っている」の割合は高くなっていますが、その他については低くなっています。



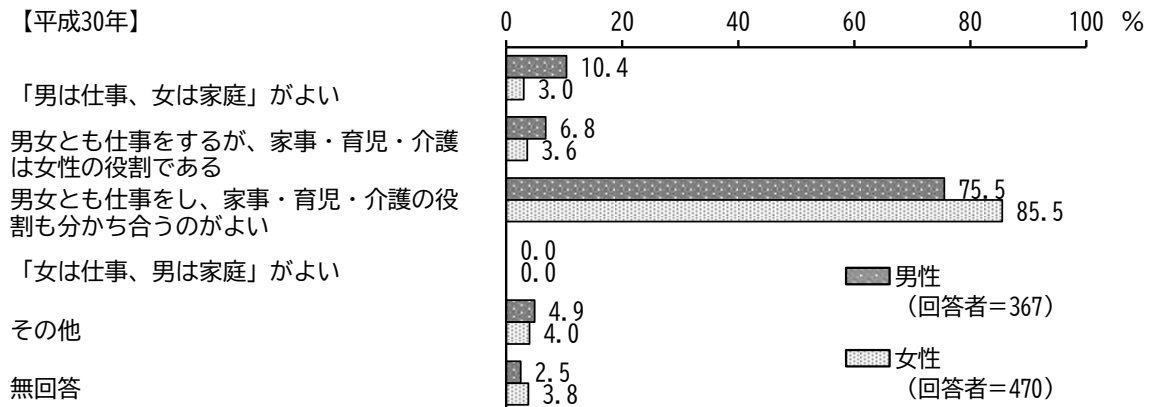
② 性別によって男女の役割を決めるような考え方について

男性に比べ、女性で「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」の割合が高くなっています。平成30年と比較すると、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」の割合が増えています。また、男性で「男は仕事、女は家庭」がよい」の割合が大きく減っています。

【令和5年】



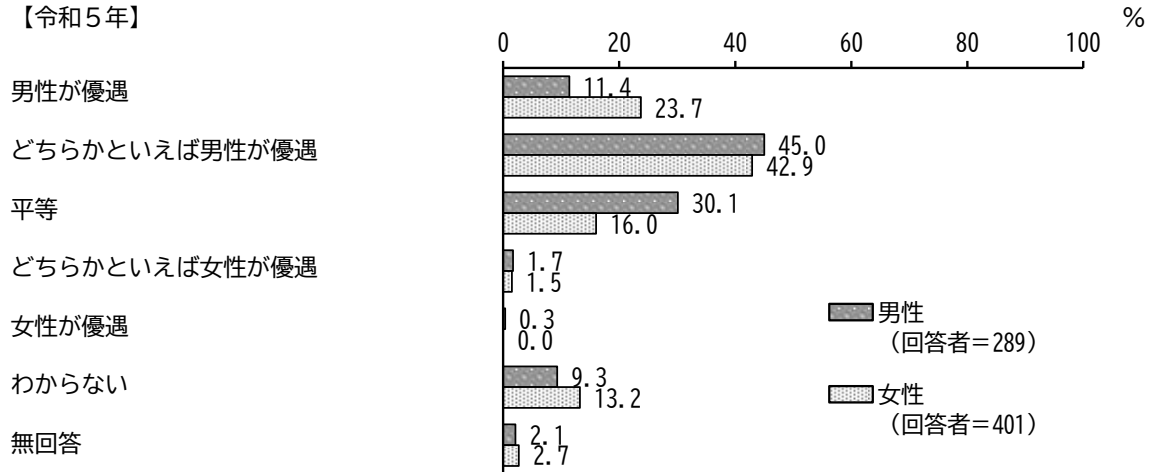
【平成30年】



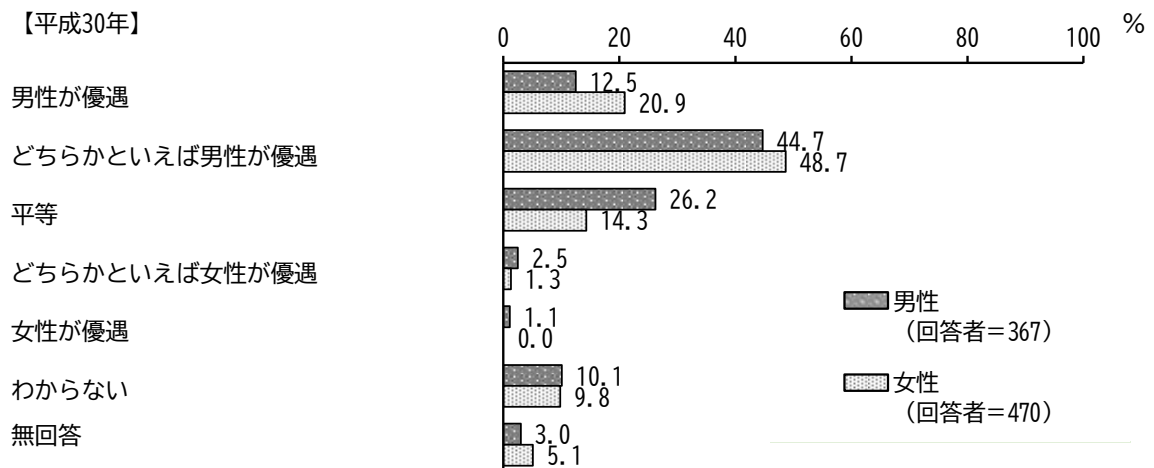
③ 地域の中で男女の地位は平等になっているかについて

平成30年と比較すると、男性女性ともに「平等」の割合は増えていますが、依然として低い割合にとどまっています。

【令和5年】



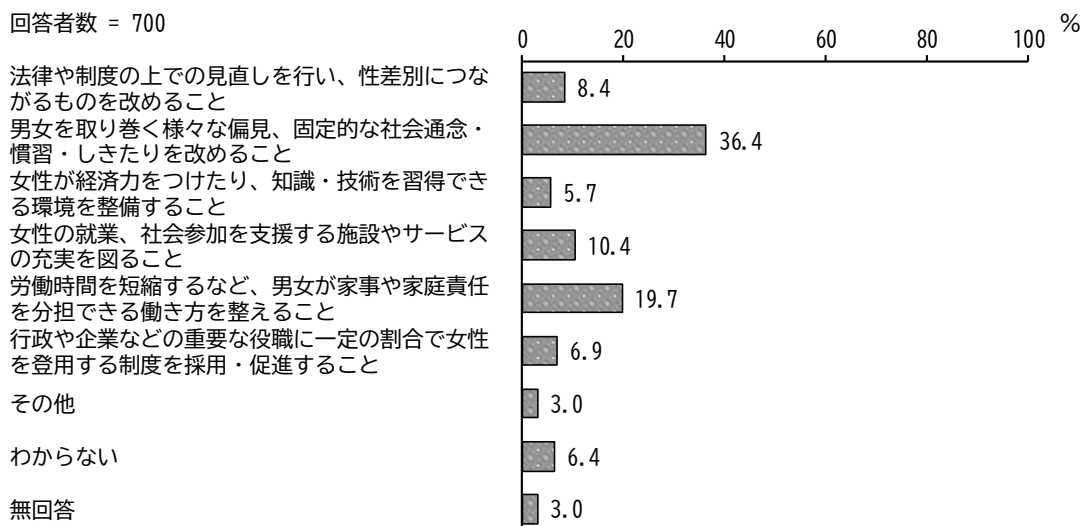
【平成30年】



④ 今後、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて

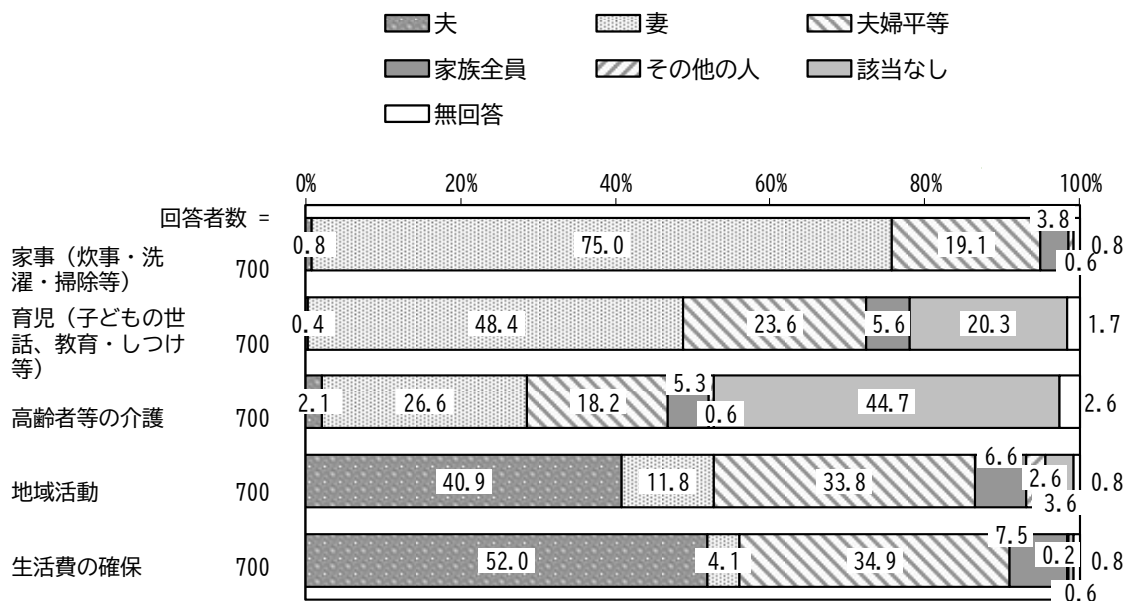
「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」の割合が36.4%と最も高く、次いで「労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を整えること」の割合が19.7%、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」の割合が10.4%となっています。

回答者数 = 700



⑤ 家庭での役割分担について

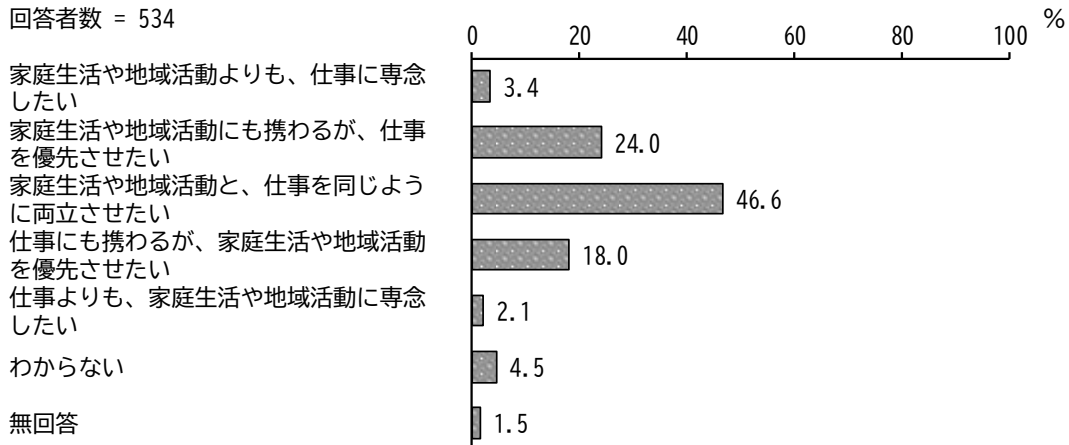
「家事（炊事・洗濯・掃除等）」、「育児（子どもの世話、教育・しつけ等）」、「高齢者等の介護」で、「妻」の割合は高くなっています。一方で、「地域活動」、「生活費の確保」では、「夫」と「夫婦平等」の割合が高くなっています。



⑥ 希望に近い働き方について

「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい」の割合が 46.6%と最も高く、次いで「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させたい」の割合が 24.0%、「仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させたい」の割合が 18.0%となっています。

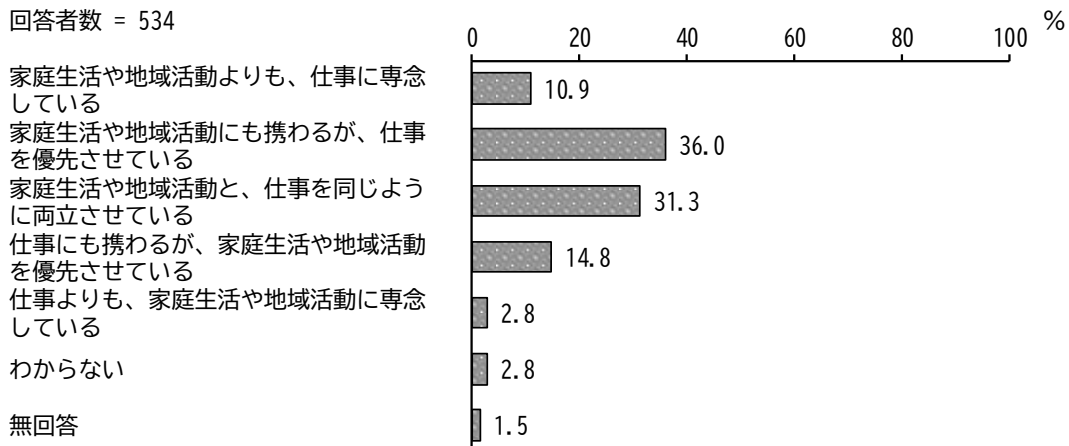
回答者数 = 534



⑦ 現在の働き方について

「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている」の割合が 36.0%と最も高く、次いで「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている」の割合が 31.3%、「仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている」の割合が 14.8%となっています。

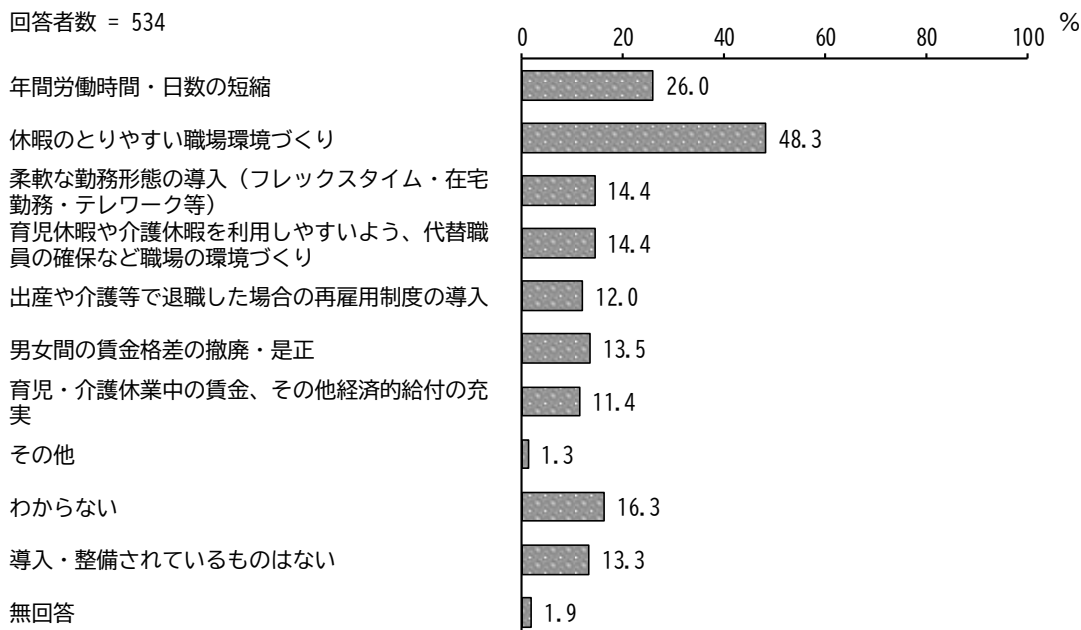
回答者数 = 534



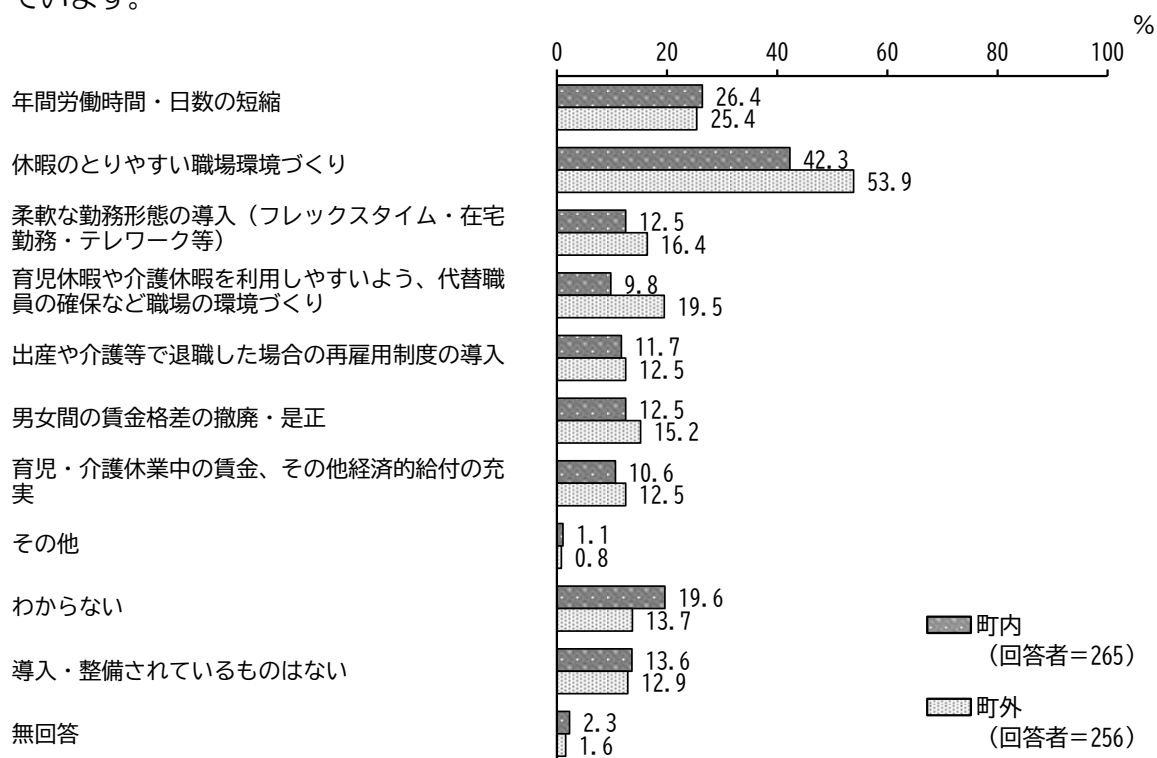
⑧ 勤務先で仕事と家庭の両立などのために導入・整備されているものについて

「休暇のとりやすい職場環境づくり」の割合が 48.3%と最も高く、次いで「年間労働時間・日数の短縮」の割合が 26.0%、「わからない」の割合が 16.3%となっています。

回答者数 = 534

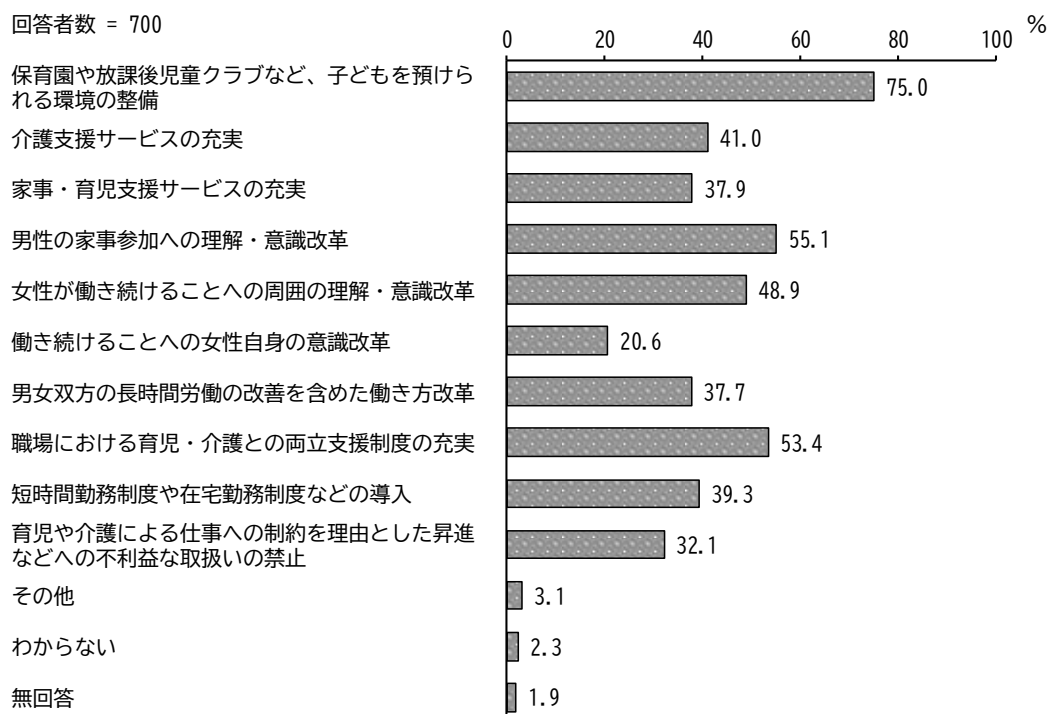


勤務地別で見ても、町内・町外ともに「休暇のとりやすい職場環境づくり」の割合が最も高くなっていますが、町外の方が 10 ポイント以上高くなっています。また、「年間労働時間・日数の短縮」を除いた全項目で、町外の方が導入・整備されている割合が高くなっています。



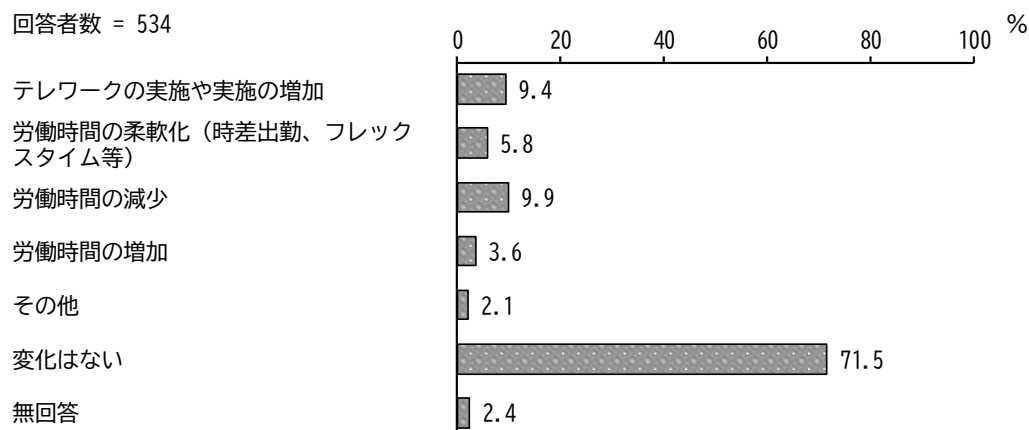
⑨ 女性が出産後も離職せずと同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

「保育園や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が75.0%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が55.1%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が53.4%となっています。また、その他意見の中には、女性管理職を増やす、育児・介護休業による欠員対策の推進などがありました。



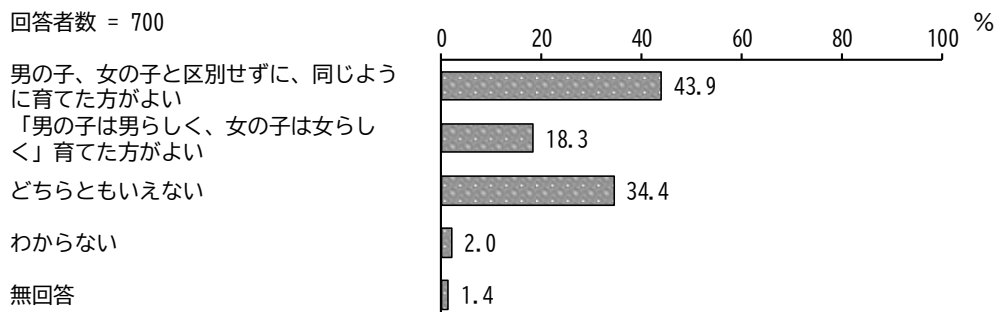
⑩ 新型コロナウイルス感染症拡大前と比べた働き方の変化について

「変化はない」の割合が71.5%と最も高くなっています。「テレワークの実施や実施の増加」、「労働時間の柔軟化（時差出勤、フレックスタイム等）」は10%を下回っています。



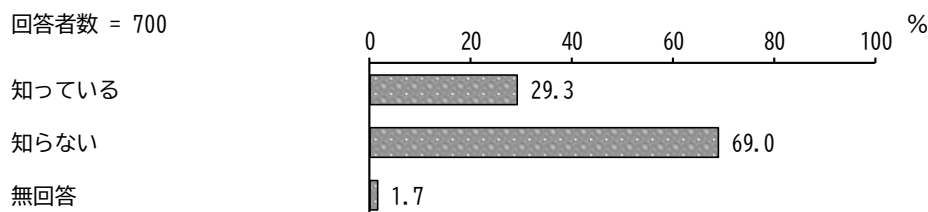
⑪ 「男の子は男らしく、女の子は女らしく子どもを育てる」という考え方について

「男の子、女の子と区別せずに、同じように育てた方がよい」の割合が43.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が34.4%となっています。



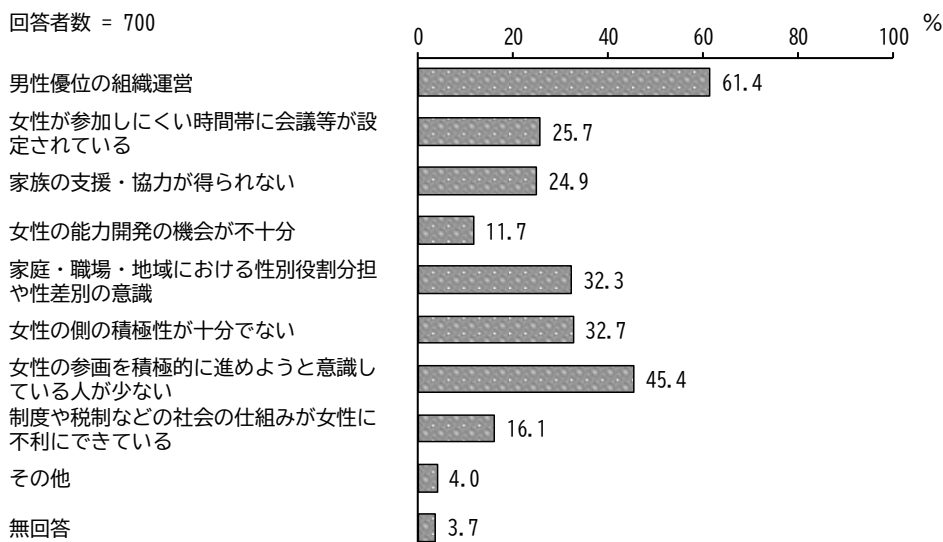
⑫ ドメスティック・バイオレンスについての心配ごとがある場合の相談窓口について

「知っている」の割合が29.3%、「知らない」の割合が69.0%となっています。



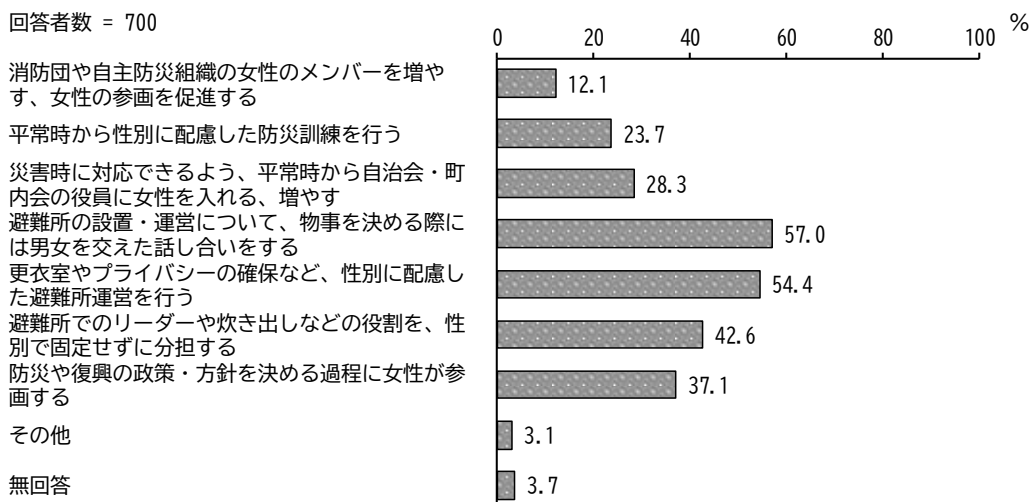
⑬ 企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由について

「男性優位の組織運営」の割合が61.4%と最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」の割合が45.4%、「女性の側の積極性が十分でない」の割合が32.7%となっています。



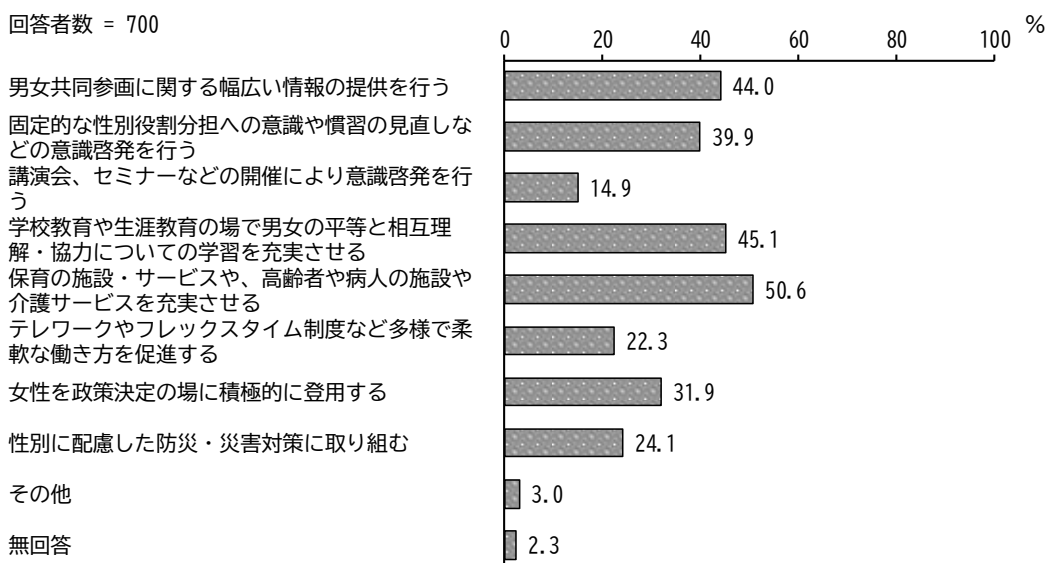
⑭ 性別に配慮した防災・災害対応・復興対策の為に必要なことについて

「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」の割合が57.0%と最も高く、次いで「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」の割合が54.4%、「避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を、性別で固定せずに分担する」の割合が42.6%となっています。



⑮ 男女共同参画社会を実現していくために、町が力を入れるべきことについて

「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる」の割合が50.6%と最も高く、次いで「学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる」の割合が45.1%、「男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う」の割合が44.0%となっています。



5 アンケート結果から見える現状と課題

アンケート調査結果や社会動向等を踏まえ、本町における男女共同参画を取り巻く現状と課題を、第2次プランの基本方針ごとに整理しました。

(1) 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

① 広報活動の推進による意識啓発

【現状】

○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、ジェンダー、DV、LGBTについて、「内容を知っている」が半数を超えており、男女共同参画に関する内容の認知度が高くなっています。

○男女共同参画社会を実現していくために力を入れるべきことについて、「男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う」が44.0%となっています。

【課題】

○男女共同参画の考え方を知る機会をつくるため、広報・啓発活動、情報の提供を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが重要です。

② 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進（学校教育等含む）

【現状】

○「男の子は男らしく、女の子は女らしく子どもを育てる」という考え方について、「男の子、女の子と区別せずに、同じように育てた方がよい」が最も高くなっています。

○男女共同参画社会を実現していくために力を入れるべきことについて、「学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる」が45.1%となっています。

【課題】

○次世代を担う子どもたちについては、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けることのできる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

○長い年月をかけて形成された固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが個性を活かした活躍ができるよう、生涯にわたって男女共同参画の理念を学ぶ機会を提供することが求められます。

③ 地域、家庭、企業に向けた意識啓発

【現状】

○男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

○家庭で家事や育児を行っているのは、「妻」が高い割合となっています。

○男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて、「労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を整えること」が19.7%となっています。

○男女共同参画社会を実現していくために力を入れるべきことについて、「テレワークやフレックスタイム制度など多様で柔軟な働き方を促進する」が22.3%となっています。

【課題】

○地域活動ではあらゆる立場の人々の意見が反映されるよう、役職などに対する固定的な性別役割分担意識を解消し、方針決定過程へ女性やマイノリティの参画を促進する必要があります。

○夫婦がそれぞれの希望に沿って家事や育児、介護に取り組むことができるよう、夫婦や家族間でも互いを尊重することの大切さを認識する機会を提供することが必要です。

○男女がともに責任をもって家庭での役割を担うことができるよう、企業に対して、長時間労働の抑制や柔軟な働き方の整備について啓発・推進することが求められます。

(2) 基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり

① 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状】

○令和5年度の町の審議会等における女性委員の割合は、平成30年度と比較すると増えていますが、第2次プランの目標値には達しませんでした。

○企画や方針決定過程への女性の参画が少ないと思う理由について、「男性優位の組織運営」が最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」、「女性の側の積極性が十分でない」となっています。

【課題】

○政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が求められていますが、依然として男性が中心となっています。引き続き、政策・意思決定過程への女性参画を推進していく必要があります。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状】

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、「内容を知っている」が平成30年から15.1ポイント増え、29.4%となっています。

○働き方の希望について、「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい」が46.6%である一方、「両立させている」は31.3%にとどまっています。

○勤務先で仕事と家庭の両立などのために導入・整備されているものについて、「休暇のとりやすい職場環境づくり」が最も高く、次いで「年間労働時間・日数の短縮」となっています。

○女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて、「保育園や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」、「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が多くなっています。

【課題】

- 男性も女性も社会的な責任を果たしながら、家族と安心して豊かに暮らしていくためには、ワーク・ライフ・バランスが整った生活が重要であることを、町民に対して引き続き周知していく必要があります。
- 企業に対してもワーク・ライフ・バランスの理解を促進するとともに、職場環境の整備は優秀な人材を集めることができる等、企業としてのメリットも合わせて周知し、町内企業のワーク・ライフ・バランス推進を支援することが必要です。

③ 女性の就業支援

【現状】

- 性別によって男女の役割を決めるような考え方について、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」が、男性女性ともに平成 30 年と比較して増え、男性で 75.5%、女性で 85.5%となっています。
- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、就労を希望する女性の労働力が、活力ある経済社会を維持するために必要とされています。

【課題】

- 女性が結婚や出産・育児を経てもその能力を発揮しながら働き続けられるよう、多様な働き方やキャリア形成の支援、継続就労に役立つ法制度の情報提供を行うことが重要です。また就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。

(3) 基本方針Ⅲ 互いを尊重し、誰もが個性を活かして暮らせる町づくり

① 健やかな生活を送るための環境づくり（子育て、介護支援体制等含む）

【現状】

- 妻が家庭で家事・育児・介護を多く担う状況は現在においても継続しています。
- 男女共同参画社会を実現していくために力を入れるべきことについて、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる」が50.6%となっています。

【課題】

- 男女が互いの性差に応じた心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組や、高齢者・障がい者・外国人・ひとり親家庭などへのきめ細かい支援と分野横断連携が必要です。
- 子育て家庭の孤立化や家族介護者の負担の増大が社会全体で課題となっており、子育てや介護を地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる場の提供を継続・拡大していくことが必要です。

② DV防止啓発及び被害者支援【揖斐川町DV防止計画】

【現状】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）について、「内容を知っている」が平成30年から大きく増えて76.9%となっている一方、DVに関する相談窓口について、「知らない」が69.0%となっています。

【課題】

- さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないために暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化が必要です。
- DVや性暴力等あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

③ みんなで取り組む地域づくり（地域活性、防災等含む）

【現状】

- 地域の中での男女の地位について、男性女性ともに「平等」が平成 30 年から増えていますが、男性 30.1%、女性 16.0%と、依然として低い割合にとどまっています。
- 性別に配慮した防災・災害対応・復興対策の為に必要なことについて、「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」が最も高く、次いで「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」、「避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を、性別で固定せずに分担する」となっています。
- 男女共同参画社会を実現していくために力を入れるべきことについて、「性別に配慮した防災・災害対策に取り組む」が 24.1%となっています。

【課題】

- 地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いている・いないにかかわらず、男女が共に地域活動に参画し、地域が活性化するように推進する必要があります。
- 防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った災害復興対策が求められます。

6 第2次プランにおける達成状況

第2次プランにおける達成状況をみると、目標値を達成した（A評価）は0項目、目標値は達成しなかったものの、計画策定時より改善した（B評価）は4項目、計画策定時より悪化した（C評価）は4項目となっています。

（1）基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

指標	計画策定時	実績値					目標値	評価
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年度	
地域の中で男女の地位は平等であると考える町民の割合	男性 26.2% 女性 14.3% (平成 30 年度)	—	—	—	—	男性 30.1% 女性 16.0%	男性 30% 女性 30%	B
まちづくりのためのワークショップ・ワーキンググループの開催	3回 (平成 29 年度)	5回	5回	0回	0回	※ 0回	5回	C

（2）基本方針Ⅱ 多様な活躍ができる社会づくり

指標	計画策定時	実績値					目標値	評価
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年度	
法令・条例に基づく町の審議会等における女性委員の割合	18.5% (平成 30 年度)	23.1%	23.1%	18.5%	19.1%	20.3%	25%	B
町職員の管理職に占める女性の割合	19.3% (平成 29 年度)	21.3%	17.6%	13.0%	13.3%	16.0%	25%	C
ワーク・ライフ・バランスの「内容を知っている」人の割合	14.3% (平成 30 年度)	—	—	—	—	29.4%	30%	B

(3) 基本方針Ⅲ 互いを尊重し、誰もが個性を活かして暮らせる町づくり

指標	計画策定時	実績値					目標値	評価
		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	5年度	
特定健診の受診率	48.5% (平成29年度)	48.5%	43.9%	47.2%	42.1%	※ 41.0%	60%	C
子育て講座参加者数	850人 (平成29年度)	821人	282人	230人	328人	※ 380人	1,000人	C
ドメスティック・バイオレンス(DV)「内容を知っている」人の割合	59.2% (平成30年度)	—	—	—	—	76.9%	80%	B

※印は、4月から11月までの実績値で、評価は令和4年度実績値に対してのものです。



第 3 章

プランの概要

1 基本理念

本町の将来像は「自然健幸のまち いびがわ」を掲げ、一人ひとりが、地域の課題解決に向けてそれぞれの立場から知恵を出し、ともに考え、支え合い、自然とともに健康で幸せに暮らせるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、男女共同参画分野では、男女がそれぞれ思いやりを持って互いの人権を尊重し、家庭や地域で役割を分かち合いながらワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、多様な価値観を認め、誰もが活躍できるまちづくりを進めています。

男女共同参画社会の実現は、町全体で男女共同参画について学び、意識を根付かせ、一人ひとりが日々の暮らしの中でその認識を行動につなげていくことから始まります。今より一人でも多くの方がこうした行動をとることで、性別にとらわれることなく、だれもが個性と能力を発揮できるようになると考えます。そして、その力を合わせれば、みんなが笑顔になれるより良いまちにしていくことができるでしょう。男らしく女らしくではなく、誰もが自分らしくいられるよう、これまでの固定的な性別役割分担意識をなくし、得意な分野で活躍できるまち、そして一人ひとりが責任を持って無理なく役割を担いあえる幸せなまちを目指します。

本計画の基本理念は、これまでの揖斐川町男女共同参画プランの取組との整合性を保ちつつ、また、希望の持てるまちをつくりたいという視点から、「自分らしさで活躍し、みんなが笑顔でくらすまち」とし、3つの基本方針に基づいた施策により、男女共同参画社会を推進していきます。

【 基 本 理 念 】

自分らしさで活躍し、みんなが笑顔でくらすまち

2 基本方針

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。

性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進と環境整備に取り組みます。

また、次世代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育つ教育の充実に努めるとともに、生涯にわたって、家庭、地域、企業などのあらゆる場において男女が共に参画できるような環境の整備を推進します。

II 多様な活躍ができる社会づくり

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動できる環境が必要です。

そのため、組織の政策や方針を決定する場で男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう働きかけを行うとともに、審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

また、「女性の活躍推進」と「働き方改革」のため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、すべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍を支援するとともに、妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立することや、再就職や起業への支援を進めます。

III 誰もが安心して暮らせる町づくり

すべての人が能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができ環境が必要であることから、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、こころとからだの健康の保持・増進に向けた取組を推進します。

また、DVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は、重大な人権侵害であり犯罪行為です。これらの暴力防止や被害等に対応するため、相談窓口の周知や、関係機関と連携した被害者の支援体制の整備・充実に努めます。

さらに、男女共同参画の視点を持った防災・災害対応など、支援体制の充実に図ります。

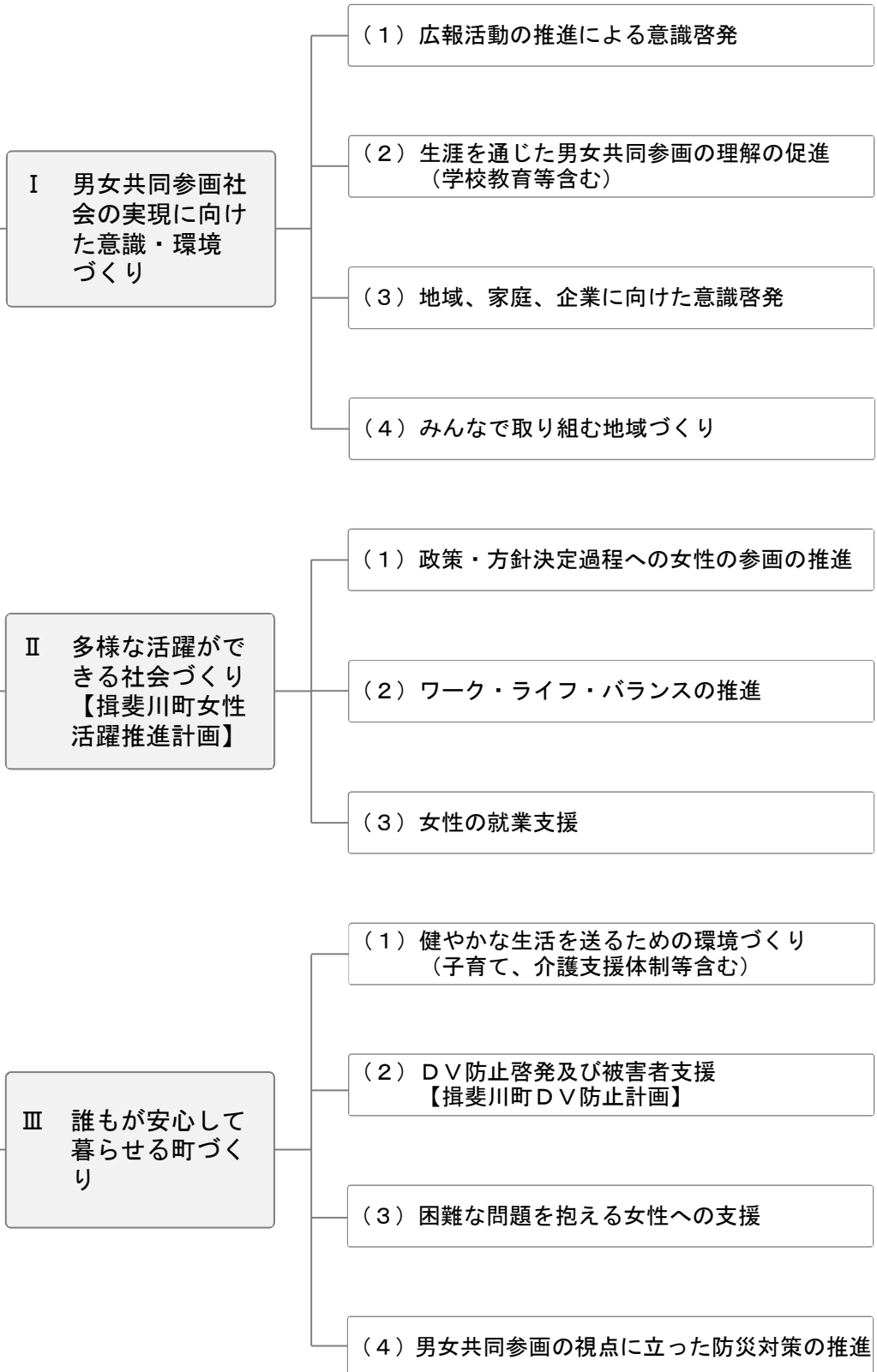
3 施策体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本施策]

自分らしさで活躍し、みんなが笑顔でくらすまち





基本方針に基づく施策の展開

基本方針 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

(1) 広報活動の推進による意識啓発

【取組の方向性】

男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、町民一人ひとりが互いを認め合い、尊重し合う意識を持つことが重要です。

こうした意識が町全体で醸成されるよう、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用し、広く町民に男女共同参画の考え方について周知を図ります。

① 多様な媒体を通じた意識啓発・広報活動の推進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等・人権尊重意識の醸成	広報誌・ホームページ・町公式アプリ「いび情報ナビ」・デジタル防災行政無線などを活用し、男女共同参画に関する啓発を実施し、意識の醸成を図ります。	政策広報課
各種団体等への意識啓発	各種団体や企業等へ、啓発資料の配布により、意識啓発を進めます。	関係課
男女共同参画の視点に立った表現の推進	広報媒体などで、男女いずれかに偏った表現や、性別により固定化したイメージを助長する表現などを避け、男女共同参画の視点に立った表現の使用を進めます。	政策広報課

② 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供の推進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
情報提供の充実	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報の収集と提供に努めます。	政策広報課
図書の提供	男女共同参画に関する図書の充実を図ります。	社会教育課
町民意識調査の実施	町民意識調査を実施し、各施策に反映させるよう関係各課と連携します。	政策広報課



(2) 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進（学校教育等含む）

【取組の方向性】

男女共同参画の考え方が社会に広くいきわたるよう、家庭、学校、地域、働く場などあらゆる場面で、より多くの人に理解してもらう機会をつくるのが大切です。

特に、子どもたちには幼少期から男女共同参画の視点をもった教育・学習を提供し、将来、性別に左右されず、それぞれの個性と能力を発揮して自らの希望に沿った進路や生き方を選択できるよう努めます。

また、町民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めます。

① 乳幼児保育・教育、学校教育における男女平等教育の推進

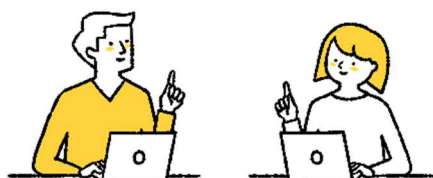
【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立ち、幼稚園、幼稚園、小中学校、高等学校など、保育機関や教育機関での人権教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
男女平等の視点に立った教材等の充実	男女共同参画の視点に立った教材、図書等の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
保護者に対する啓発	授業参観や懇談会等の場で、家庭における男女平等教育の重要性を啓発します。	子育て支援課 学校教育課
メディアリテラシー向上のための研修と啓発	人権意識に基づいたメディアリテラシー（情報メディアを読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力）向上のための職員研修の実施と児童生徒への啓発を行います。	学校教育課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。	学校教育課
ジェンダー意識についての児童生徒意見の傾聴	LGBTQ などの児童生徒へ対応できるよう、トイレや制服等に対するジェンダー意識について聞き取り、皆で考える機会の提供に努めます。	学校教育課

② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
学習機会の提供	男女共同参画に関する図書や学習資料を整備し、町民が自ら情報を収集し、学習することができる機会を充実します。	政策広報課 社会教育課
講座事業の充実	多様化するライフスタイルに対応した講座の充実を図ります。	政策広報課 社会教育課
性別にとらわれないキャリア教育の推進	性別等にとらわれない個性を尊重したキャリア教育を推進します。	学校教育課



(3) 地域、家庭、企業に向けた意識啓発

【取組の方向性】

地域や家庭、企業などで、男女がともに責任をもって役割を担い、社会の様々な分野に参画できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。特に、役職に対する性別の固定観念などを取り払い、誰もが企画や方針決定過程に参画できるような環境が整うよう、啓発活動に取り組みます。

また、家事・育児・介護など、家庭での役割は家族が互いに助け合う必要があることから、家庭内での人権尊重意識が高まるよう取組を進めます。

企業に対しては、男性も女性も家庭での役割を担う時間が十分にとれるよう、柔軟な働き方の導入など、職場環境が改善されるよう啓発します。

① 固定的な性別役割分担意識解消のための啓発

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
自治会等への啓発	役職に対する性別の固定観念を取り除き、誰もが参画できる地域活動が行われるよう啓発に努めます。	総務課 政策広報課
家庭での人権尊重意識の推進	夫婦や家族間での役割を不満なく分かち合えるよう、話し合いの場を持てるような取組を行います。	社会教育課
働きやすい環境整備の理解促進	仕事と家庭を両立できるような働き方が可能な職場環境整備が必要であることの周知に努めます。	政策広報課 商工観光課

(4) みんなで取り組む地域づくり

【取組の方向性】

地域における課題が多様化・複合化する中で、解決するためには、町民や地域団体、ボランティア団体、事業者、行政が相互に連携を図りながら取り組むことが必要です。

地域活動に男女がともに参画し、町民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

① 活発な地域活動の推進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
地域づくり事業実施団体への支援	小さな一歩応援事業制度の運用を通して、まちづくりを行う各種団体を支援します。	政策広報課
各種補助制度の活用による団体支援	各種補助制度を地域で活動する団体に対して広く知らせ、制度を適切に運用して当該団体へ必要な支援を行います。	関係課
NPO等の団体設立・運営への支援	NPO法人の設立や運営にあたって、行政のもつ情報を提供し助言を行います。	政策広報課
町民や団体との積極的な意見交換	より良いまちづくりのため、行政と町民の意見交換会を実施し、相互に連携して課題解決を図ります。	関係課

② 女性の人材育成や人材情報提供

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
人材の育成	男女共同参画を推進するにあたり中心的役割を担う人材を育成するため、各活動団体等に対して、関係機関が開催する研修会の情報を提供し、積極的な参加を促進します。	関係課
女性団体のネットワーク化	町内女性団体での情報や活動を交流できるように、ネットワークづくりを支援します。	政策広報課

③ 男女共同参画による産業活性化の推進（観光、農業等）

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
農林業、商工自営業者の能力開発のための支援	農林業、商工自営業者の女性の経営力や技術力の向上に向けて、情報提供や研修、セミナー等への参加の促進を図ります。	農林振興課 商工観光課
観光資源の魅力増進への支援	男女の多様な視点を取り入れて、観光資源をブラッシュアップし、魅力増進を図ります。	商工観光課
6次産業化への多角的な支援	6次産業化に取り組む事業者・団体等の支援にあたり、地域の特色と多様な人材の積極的な活用を図ります。	農林振興課
特産品開発支援	多様な人材を活用しながら特産品開発に取り組み、地域振興を図ります。	農林振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する支援を行います。	農林振興課

【揖斐川町女性活躍推進計画】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【取組の方向性】

持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要です。

町の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

また、企業や各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進するため、広報・啓発や情報提供に努めます。

① 女性の積極的な登用に向けての啓発

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
行政機関における女性参画の推進	町の各種審議会や委員会等において、積極的に女性が登用されるよう関係課へ働きかけます。	政策広報課
	性別で分けせず適材適所への人事配置を行い、適正な職務分担とします。	総務課
	男女が対等に能力を高め、幹部職員としての育成を図りながら、女性管理職の積極的な登用に努めます。	総務課
各方面での女性の政策・方針決定過程への参画啓発	企業や各種団体の意思形成や方針決定について、女性が参画しその団体等の特性に応じた実効性のある取組を行えるよう、参画意識を啓発します。	政策広報課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

【取組の方向性】

誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会において活躍するためには、仕事と、家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。個人が望む生活のバランスが実現し、生き生きと働き、家庭や個人の時間も豊かに過ごすことができるような働きやすい職場づくりが求められています。

仕事と子育てを含めた家庭の両立を図るため、固定的な性別役割分担意識の払拭について働きかけるとともに、男女共同参画の取組事例の紹介や、育児・介護休業制度に関する情報提供を行うとともに、企業においても男女共同参画が進むよう、様々な支援制度の周知を図ります。

① 働きやすい環境整備のための支援

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
行政機関におけるワーク・ライフ・バランスの推進	業務の効率化を進めて残業を縮減し、家庭や地域での活動に積極的に参加します。	総務課
行政機関における各種休暇制度の周知と取得促進	年次有給休暇の取得を促進するとともに、その他休暇制度の周知をし、仕事と生活のバランスがとれる就労環境を整えます。	総務課
企業への助成・奨励金制度等の周知	ワーク・ライフ・バランスに関わる国、県等の補助制度等を周知し、仕事と生活が両立できる職場環境づくりを支援します。	政策広報課 商工観光課
企業への働き方改革のための情報提供	柔軟な働き方導入のためのセミナーや支援制度の情報を提供します。	政策広報課 商工観光課

(3) 女性の就業支援

【取組の方向性】

国においては、女性の就労支援やデジタルスキル向上支援のほか、就活セクハラの防止、男女間賃金格差の是正などの取組が推進されています。

出産・子育てとの両立や不安定な就労状況など女性の就労に関わる課題を解消し、働きたい・働き続けたい意欲を持つ女性に対し、就職等に関する情報の提供を行うとともに、結婚や育児等で離職した女性の再就職に向けた情報提供やセミナーの開催などの支援を推進します。

また、男女がともに多様な職種・職場での就労の機会を得て、平等に評価を受け、生き生きと自分らしく働けるよう、企業等に対する取組を進めます。

① 雇用における男女の機会均等と多様な働き方の促進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等な職場環境づくりの普及、啓発	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の制度の周知を推進します。	政策広報課 商工観光課
多様な形態で働く人の労働条件の向上	多様な形態で働く人の労働条件の向上のため、パートタイム・有期雇用労働法に規定されている内容を企業等に対し周知します。	政策広報課 商工観光課
育児・介護休業の取得の促進	町の機関における育児休業や介護休暇等の取得、とりわけ男性職員の取得促進に努めます。	総務課
優良企業の誘致	企業進出のための優遇措置を規定している企業立地促進条例を活用し、優良な事業所や工場の誘致に努めます。	財政課



② 女性の能力発揮支援、就業支援、起業支援

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
女性登用の必要性を啓発する講座等への参加促進	企業等に対して国、県、労働機関等が開催する女性登用の必要性や重要性を啓発する講座に、積極的に参加するよう情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
ポジティブ・アクションの啓発	企業等に対して、ポジティブ・アクション（男女の格差等を解消するための自主的かつ積極的な取組）に取り組むための事業（普及促進セミナー等）を積極的に周知し、雇用の場における女性の活躍推進を啓発します。	政策広報課 商工観光課
女性の職業能力開発のための情報提供	女性の職業能力を高める講座の開催情報や、資格取得、技能取得等の情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
女性起業家に対する支援	女性の起業支援や融資制度等に関する情報を提供します。	政策広報課 商工観光課
女性の再就職支援	再び働きたい女性を支援するため、能力やスキルを高めるための情報や、関係機関と連携した再就職のための雇用情報を提供します。	政策広報課 子育て支援課

基本方針Ⅲ 誰もが安心して暮らせる町づくり

(1) 健やかな生活を送るための環境づくり（子育て、介護支援体制等含む）

【取組の方向性】

だれもが健康で生き生きと暮らすことができる環境を整備します。また、あらゆる立場の男女が安心して暮らし、自立して社会に参画するため、高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等への自立支援を行うとともに、社会参加支援に向けたサービスの充実に努めます。

地域の福祉課題が多様化・複雑化しているという面では、課題を包括的・総合的に受け止め、各機関の専門的な支援につなぐ必要があります。福祉分野と医療だけでなく、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生などの分野にわたって、横断的な対応ができる連携体制を整備します。

① 生涯を通じた心身の健康づくりのための体制整備

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
悩みを抱える男女の支援	男女が抱える様々な悩みごと相談（人権相談、法律相談、行政相談、心配ごと相談等）の充実に努めます。	総務課 健康福祉課
健康診査等の受診促進	誰もが健康でいられるよう、健康診査の受診を促すとともに、受診しやすいよう実施方法について配慮を進めます。	健康福祉課
母子保健施策の充実	母子の健康な生活を支援するため、健康診断、保健指導、相談等のサービスを充実させます。	健康福祉課
健康づくり事業の推進	生涯にわたって健康に過ごすため、健康相談や栄養指導、健康づくり教室などの事業を推進します。	健康福祉課 社会教育課

② 男女共同参画の視点に立った、高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等への支援

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
各種介護サービスの充実と情報提供	援助を必要とする高齢者や障がい者が、安心して生活できる介護サービスの充実と質的向上、及びそれらの情報提供を行います。	健康福祉課
高齢者、障がい者の権利擁護	認知症や障がい等で、判断能力が不十分な人の権利を保護する成年後見制度や権利擁護等の周知を図ります。	健康福祉課
障がい者の就労機会の拡大	障がい者の雇用促進にむけて、企業などへの働きかけに努めます。	健康福祉課
各種ボランティア活動の支援と充実	社会福祉協議会との連携により、高齢者や障がい者の自立支援や生活安定のため、ボランティアの育成と支援の充実を図ります。	健康福祉課
高齢者の生きがいづくり支援	高齢者の生きがいづくりを支援するため、老人クラブの活性化や趣味の教室などの充実、就労の推進を図ります。	健康福祉課 社会教育課
地域包括ケアシステムの充実	地域包括支援センターの機能充実や医療・福祉等関係機関との連携を図り、地域包括ケアシステムの充実に努めます。	健康福祉課
ひとり親家庭における自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立、子どもの健全育成のために、各種支援制度の充実を図ります。	子育て支援課
外国人への行政サービスの充実	外国人住民に必要な各種情報を提供し、多言語表記や相談体制を充実させるため、関係機関との連携を図ります。	政策広報課
専門相談機関の周知	性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている方やその支援をしている方を対象に、相談を行っている機関の情報を提供します。	政策広報課

③ 家事、子育て、介護等への男女共同参画の推進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
家庭における男性の意識啓発	男性も家事、子育て、介護等に参画する必要性を周知し、本人や周囲の人々の性別による固定的な役割分担意識によって、参画が阻害されないよう各家庭において啓発します。	政策広報課 子育て支援課 健康福祉課
子育て情報の情報提供	子育てハンドブックや広報誌、ホームページ等を活用し、子育てに関する悩み等の相談窓口や各種子育て支援制度に関する情報提供に努めます。	子育て支援課
多様な保育ニーズに対応したサービスの充実及び周知	乳幼児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時保育、障がい児保育及び学童保育のサービスを充実するとともに、周知に努めます。	子育て支援課
介護相談体制の充実	介護保険制度の周知を図るとともに、介護サービス相談体制の充実を図ります。	健康福祉課



(2) DV防止啓発及び被害者支援【揖斐川町DV防止計画】

【取組の方向性】

DVや性犯罪・性暴力、ストーカーなどの行為を決して許さない、また被害者は悪くないという認識がすべての町民に浸透するよう、DVを防止するための広報・啓発の取組を強化するとともに、DV被害者が安心して相談できる体制の強化を図り、被害者並びにその子どもへの支援体制を充実します。

また、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することは重要であることから、若年層に届きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の強化

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
DV等の暴力を許さない意識の醸成	広報誌・ホームページ等を活用し、DV等に関する情報を提供し、暴力防止の啓発を推進します。	政策広報課 健康福祉課 子育て支援課
相談体制の整備と強化	相談窓口の周知を徹底し、男性や性的少数者などからの相談にも対応できるよう体制を整備します。また、各課が連携をとって、相談から必要な支援へスムーズにつなげられるよう調整します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 住民生活課
安全の確保と保護体制の整備	保護が必要なケースに迅速に対応できるよう、体制を整えます。	健康福祉課 子育て支援課
関係機関との連携強化	県や医療機関、警察など関係機関との連携体制を強化します。	健康福祉課 子育て支援課

② 性犯罪・性暴力やデートDV、ストーカー行為等の防止

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
性犯罪・性暴力、ストーカー行為に関する情報提供	広報誌・ホームページ等により性犯罪等行為防止の情報を提供します。	政策広報課 健康福祉課
デートDV防止など若年層への啓発の推進	児童、生徒等若年層や教職員などに対して、デートDV防止に関する啓発、情報提供を実施します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
専門相談機関の周知	性犯罪・性暴力やデートDV、ストーカー行為等の相談先の周知をします。	政策広報課 健康福祉課

③ セクシュアル・ハラスメント防止

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
セクシュアル・ハラスメントを許さない意識の醸成	広報誌・ホームページ等を活用し、セクシュアル・ハラスメントに関する情報を提供し、意識の啓発を推進します。	総務課 政策広報課
専門相談機関の周知	セクシュアル・ハラスメントの相談業務を行っている機関の情報を提供します。	政策広報課

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

【取組の方向性】

コロナ禍により、女性をめぐる問題は生活困窮、性暴力・性被害、家庭関係破綻など複雑かつ多様化していることが明らかとなりました。さらに孤独・孤立対策の視点から、国において女性の支援を強化することが課題とされ、女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等を目的とし、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました。(令和6年4月施行)

女性は、女性であることにより遭遇する様々な困難に直面することにより、複合的な問題を抱えやすくなります。若年層にあっては支援に繋がりにくいという課題を踏まえて、適切な支援や相談を提供できるよう、支援対象者に寄り添った環境づくりを推進します。

また、女性は男性に比べて、非正規雇用などの不安定な形態で就業する割合が高く、貧困に陥りやすい面があることを認識し、援助を必要とする女性への支援情報の周知を徹底します。

① 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援体制の整備

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
支援対象者の早期の把握	困難を抱える女性に早期に支援を届け、重大な問題となる前に解決へ導けるよう、支援対象者を把握する仕組みの構築を図ります。	健康福祉課 子育て支援課
困難な問題を抱える女性に寄り添った相談支援	来所しやすい相談窓口のありかたを検討します。	健康福祉課 子育て支援課

② 女性の貧困を解消するための支援情報の周知

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
助成制度等の周知	国や県が実施する補助制度などの情報が必要な人へ届くよう、様々な媒体や場所を通じて情報を周知します。	政策広報課 健康福祉課 子育て支援課

(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

【取組の方向性】

災害対応において、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されていない場合、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題があります。平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震をはじめ、線状降水帯による豪雨災害など大規模災害の経験から、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など、男女共同参画の視点に立った防災対策が求められます。

地域の自主防災組織での女性の活躍を支援するとともに、男女共同参画の視点に立った町の防災対策を進めるため、防災会議への女性委員の参画を促進します。

① 防災組織等における女性参画の促進

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
地域防災活動における男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた防災活動が行えるよう、地域の自主防災活動への女性の参加を促進します。	総務課
防災・災害対策に関する災害復興における男女共同参画の推進	防災・災害復興に関する方針決定の場への女性の参画を推進し、平常時から防災部局と男女共同参画部局が連携します。	総務課 政策広報課

② 多様なニーズに即した災害対応

【取組内容】

具体的な施策	具体的な内容	担当課
多様なニーズに応える防災用品の整備	備蓄する防災用品の選定にあたっては、様々な立場の人の意見を取り入れ、被災時の困難を最小限にするよう努めます。	総務課
多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新	国の避難所運営ガイドラインなどを参考に、性別や年代ごとに配慮した取組や、避難所での性暴力防止等安全・安心の確保が図られるようなマニュアルを整備します。	総務課

目標指標

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識・環境づくり

男性・女性に関わらず、意見を交換できる場をつくることで、男女共同参画に配慮したまちづくりを目指します。一番身近に感じられる社会である「地域」から意識づくりを行っていきます。

指標	現在値	5年後の目標値
地域の中で男女の地位は平等であると考える町民の割合	21.9% (令和5年度)	30% (令和10年度)
町民の意見交換会・交流会への参加人数	689人 (令和4年度)	800人 (令和9年度)

(2) 多様な活躍ができる社会づくり

女性をはじめとしたさまざまな立場の人の意見が方針・意思決定の場で反映されるために、行政から女性の参画・活躍を推進します。また、柔軟な働き方ができる職場づくりが広がるよう啓発し、仕事と生活の両立ができる社会を目指します。

指標	現在値	5年後の目標値
法令・条例に基づく町の審議会等における女性委員の割合	20.3% (令和5年度)	30% (令和10年度)
町職員の男性育児休業取得率	22.2% (令和4年度)	40% (令和9年度)
家庭での育児を夫婦平等で行っている人の割合	23.6% (令和5年度)	40% (令和10年度)

(3) 誰もが安心して暮らせる町づくり —

男女共同参画社会の実現において、だれもが健やかに暮らせる社会づくりは必要不可欠です。町民が健康を維持し、災害への備えをすることで、笑顔で暮らせるまちの基盤を作ります。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談先の認知度を高め、被害を受けた際に誰にも相談できないということがないように、周知の拡大を目指します。

指標	現在値	5年後の目標値
特定健診の受診率	42.1% (令和4年度)	60% (令和9年度)
DVについての相談窓口を知っている人の割合	29.3% (令和5年度)	50% (令和10年度)
揖斐川町避難訓練に参加した女性の割合	37.1% (令和5年度)	47% (令和10年度)





プランの推進体制と役割分担

1 推進体制

このプランを効果的に推進するためには、プランの内容を多くの皆様に広く周知し、理解していただくことが必要です。そのうえで、行政と皆様とがより良いパートナーシップを築きながら、ともに男女共同参画を進めていこうとする意識が不可欠となります。

また、プランが着実に推進されていくためには、庁内の各部局が連携し、施策の進捗状況に気を配りながら、継続的に取り組むことが必要です。

町がプラン推進のための中心となり、町民、事業者、各種団体の皆様と役割を分担しながら、社会情勢の変化に対応した必要な見直しを交えつつ、このプランを推進します。

2 役割分担

(1) 庁内推進体制の整備

- 政策広報課が推進の中心的役割を果たし、各部局の連携を図ります。
- すべての職員が、男女共同参画の視点を持って業務に従事します。
- 町職員として、一人ひとりが日々の業務において男女共同参画に取り組むため、以下の実行を宣言します。

揖斐川町職員としての男女共同参画宣言

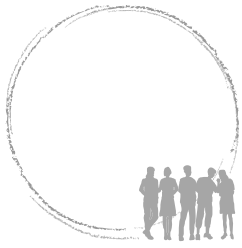
男女共同参画についての適切な認識を持ち、
性別で分けせず能力や適性に依じて職務を分担し、
互いに高め合い業務に取り組みます。

(2) 町民、事業者等との連携の推進

- 町、町民、事業者等が自己の役割を認識し、それぞれの立場で男女共同参画推進における役割を担います。
- 地域社会全体で、効率的、効果的に男女共同参画を進めるため、町、町民、事業者等が事業を共同で実施するなど、連携を強めます。

(3) 国、県、関係機関との連携の推進

- 国や県及び関係機関と連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。
- 国や県及び関係機関に対し、このプランの推進について必要な協力や要請を求めます。



参考資料

1 策定経過

年月日	内 容
令和5年 6月13日	第1回揖斐川町男女共同参画推進審議会 ・ 揖斐川町第2次男女共同参画プラン進捗状況 ・ 揖斐川町第3次男女共同参画プランの構成（素案） ・ 町民アンケート調査案について
7月14日 ～8月7日	男女共同参画に関する町民アンケート調査
12月6日	第2回揖斐川町男女共同参画推進審議会 ・ 男女共同参画に関する町民アンケート調査 結果報告 ・ 揖斐川町第3次男女共同参画プラン案について
令和6年 2月22日	第3回揖斐川町男女共同参画推進審議会 ・ 揖斐川町第3次男女共同参画プランを町長へ提出 ・ 揖斐川町第3次男女共同参画プランの公表について

2 揖斐川町男女共同参画推進審議会設置要綱

平成 25 年 1 月 21 日

訓令第 1 号

(設置及び目的)

第 1 条 揖斐川町男女共同参画計画の策定及び推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、揖斐川町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び見直しについて調査審議すること。
- (2) 男女共同参画計画の実施状況及び進捗状況について評価審議すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 前項に掲げるもののほか、男女共同参画について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、男女のいずれかが委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、会長及び委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

3 揖斐川町男女共同参画推進審議会委員名簿

敬称略

氏名	所属等	役職
佐木 みどり	学校法人揖斐幼稚園 学園長	会長
椿井 昭二	揖斐川町区長会 会長	副会長
野原 靖	揖斐川町教育委員会 教育長	
服部 均	揖斐川町商工会 会長	
森本 節子	JA いび川 女性部 部長	
小寺 富喜子	揖斐川町女性防火クラブ 会長	
松原 いく子	揖斐川町民生委員児童委員協議会 会長	
山口 正代	揖斐川町人権擁護委員会 委員長	
森 三恵子	揖斐川きららの会 代表	
中島 保男	揖斐川町公民館長会 会長	

4 用語集

ア 行

育児・介護休業法

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立などを目的とした法律。法改正により、令和4年4月以降、「産後パパ育休」の創設、育児休業の分割取得、育児休業の取得の状況の公表義務付けなどが段階的に施行された。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、クィアまたはクエスチョニング（性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称のひとつ。

カ 行

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

キャリア教育

子どもたちが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ 行

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。

女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍を推進するため、平成 27 年に 10 年間の時限立法として制定された法律。法改正により、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と情報公表の義務の対象が、従業員 301 人以上の企業から 101 人以上の企業に拡大された。また、301 人以上の企業は「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目となった。

ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者、親族などにつきまとい等の行為を繰り返すこと。

性自認

性別に関する自己意識のこと。

性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」のことで、職場においては、労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることを言う。職場のみならず学校や地域社会などにおいても起こることであり、男女どちらも被害を受けることがある。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

タ 行

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

男女雇用機会均等法

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的とした法律。

デートDV

結婚していない恋人の間にかかるドメスティック・バイオレンスのこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（事実婚、元配偶者を含む）や恋人など親密な関係にある（または親密な関係にあった）者からふるわれる暴力のこと。暴力には、身体的暴力、精神的暴力の他に、生活費を渡さないなどの経済的暴力や、行動の制限などの社会的暴力などがある。

マ 行

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

メディアリテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ラ 行

6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

ワ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

性別、年齢に関係なく誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

揖斐川町第3次男女共同参画プラン

発行年月日：令和6年3月

発行：揖斐川町

編集：揖斐川町総務部政策広報課

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133

TEL 0585-22-2111（代表）

FAX 0585-22-4496

<http://www.town.ibigawa.lg.jp>